

島根県地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和 6 年 3 月

島根県防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3 松江市及び関係周辺3市の地域防災計画との関係	1
4 計画の修正	1
5 計画の用語	1
第3節 計画の前提	2
第4節 計画の周知徹底	2
第5節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針	2
第6節 計画の基礎とすべき災害の想定	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲	3
第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	5
1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施	5
2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	5
第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第2章 原子力災害事前計画	14
第1節 基本方針	14
第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	14
第3節 立入検査と報告の徴収	14
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	14
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	15
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	15
1 情報の収集・連絡体制の整備	15
2 情報の分析整理	16
3 通信手段の確保	17
第7節 緊急事態応急体制の整備	18
1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	18
2 災害対策本部体制等の整備	19
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	19
4 長期化に備えた動員体制の整備	20
5 防災関係機関相互の連携体制	20
6 応援体制の整備	20
7 原子力災害医療派遣チーム要請体制	21
8 オフサイトセンター	21
9 モニタリング体制等	21
10 専門家の派遣要請手続き	22
11 複合災害に備えた体制の整備	22
12 感染症の流行下における防護措置	22

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	22
第8節 避難受入活動体制の整備	23
1 避難計画の作成	23
2 避難所等の整備、確保	23
3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	24
4 学校、保育所等施設におけるマニュアルの整備	25
5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	25
6 住民等の避難状況の確認体制の整備	25
7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	25
8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	25
9 避難所等・避難方法等の周知	25
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	25
1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	25
2 飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	25
第10節 緊急輸送活動体制の整備	25
1 専門家の移送体制の整備	25
2 緊急輸送路の確保体制等の整備	26
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	26
1 救助・救急活動用資機材の整備	26
2 救助・救急機能の強化	27
3 原子力災害医療体制等の整備	27
4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	27
5 消火活動用資機材等の整備	27
6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	27
7 物資の調達、供給活動	27
8 大規模・特殊災害における救助隊の整備	28
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	28
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	28
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	28
第15節 防災業務関係者的人材育成	29
第16節 防災訓練等の実施	30
1 訓練計画の策定	30
2 訓練の実施	30
3 実践的な訓練の実施と事後評価	30
第17節 発電所上空の飛行規制	31
1 国の規制措置等	31
2 事業者の措置	31
第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	31
 第3章 異常時等の対策	32
第1節 基本方針	32
第2節 環境放射線異常時の対策	32
第3節 発電所異常時の対策	34
第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策	35
第5節 対策会議	37

1 会議の開催	37
2 会議の構成員及び所掌事務	37
第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	37
1 平常時モニタリングの強化	37
2 モニタリング本部によるモニタリングの実施	37
第7節 連絡員の派遣要請	38
 第4章 緊急事態応急対策計画	39
第1節 基本方針	39
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39
1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	39
2 応急対策活動情報の連絡	42
3 一般回線が使用できない場合の対処	43
第3節 県災害対策本部の設置	43
1 県災害対策本部の設置	44
第4節 EMCの立上げ等及び緊急時モニタリング等の実施	55
1 EMCの立上げ及びモニタリング本部の移管	55
2 緊急時モニタリング等の実施	55
第5節 原子力災害医療調整本部、原子力災害医療調整官の設置及び 原子力災害医療等の措置	56
1 原子力災害医療調整本部の設置	56
2 医療調整本部の構成及び機能	56
3 原子力災害医療調整官の設置	56
4 原子力災害医療	56
第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等	57
1 現地事故対策連絡会議への派遣	57
2 原子力災害合同対策協議会への出席等	58
3 専門家の派遣要請	58
第7節 応援要請及び職員の派遣要請等	58
1 協定等に基づく応援要請	58
2 指定行政機関等への職員の派遣要請等	58
3 自衛隊の派遣要請等	58
第8節 原子力被災者生活支援チームとの連携	59
第9節 防災業務関係者の安全確保	59
1 防災業務関係者の安全確保方針	59
2 防護対策	59
3 防災業務関係者の放射線防護	59
第10節 住民等への的確な情報伝達活動	60
1 住民等への情報伝達活動	60
2 住民等からの問い合わせに対する対応	61
第11節 避難、屋内退避等の防護措置	62
1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	62
2 避難所等	63
3 広域一時滞在	64
4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施	64

5	安定ヨウ素剤の服用	65
6	要配慮者等への配慮	65
7	学校、保育所等施設における避難措置	65
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	65
9	警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置	65
10	飲食物、生活必需品等の供給	65
第12節	治安の確保及び火災の予防	66
第13節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	66
第14節	緊急輸送活動	66
1	緊急輸送活動	66
2	緊急輸送のための交通確保	67
第15節	救助・救急、消火活動に関する応援要請等	67
第16節	自発的支援の受入れ等	68
1	ボランティアの受入れ等	68
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	68
第17節	行政機関の業務継続に係る措置	68
第5章	原子力災害中長期計画	70
第1節	基本方針	70
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	70
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	70
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	70
第5節	各種制限措置等の解除	70
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	70
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	70
1	災害地域住民の記録	70
2	影響調査の実施	70
3	災害対策措置状況の記録	70
第8節	被災者等の生活再建等の支援	70
第9節	風評被害等の影響の軽減	71
第10節	被災中小企業等に対する支援	71
第11節	心身の健康相談体制の整備	71
第12節	物価の監視	71
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	71

別添1 緊急事態区分を判断するEALについて

別添2 防護措置等の実施フローの例

別添3 OILと防護措置について

別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

策定の経過

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、島根県（以下「県」という。）、松江市及び出雲市、安来市、雲南市（以下「関係周辺3市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中又はその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

1 県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「県地域防災計画（風水害等対策編、震災編）」によるものとする。

3 松江市及び関係周辺3市の地域防災計画との関係

松江市及び関係周辺3市が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、松江市及び関係周辺3市の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

5 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近傍の市町村）で震度5弱又は震度5強が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。
- (2) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、

緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

- (3) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- (4) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

※上記(2)～(4)の区分に該当するかを判断するための緊急時活動レベル (E A L : Emergency Action Level) は、別添1のとおりである。

- (5) 要配慮者・・・県地域防災計画（風水害等対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊娠婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者をいう。
 - (6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 - ① 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（②又は③に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 - ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
 - ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 - (7) 避難退域時検査及び簡易除染・・・避難住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査及び基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な方法による除染のことをいう。
- ※避難は、その実施状況等により「避難」と「一時移転」の2つに分類されるが、以下、本文における避難には一時移転を含む。
- (8) 特定業務・・・原子力災害に係る業務のうち、主として県庁舎以外で行う業務で、本計画において別途定める業務をいう。

第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）、電気事業法等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々の厳しい規制が行われているが、発電所に万が一の事態が生じた場合に備えこの計画を策定するものである。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。

「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な区域を定めるものとする。

また、実施すべき対策の内容に応じて、原子力災害対策指針をもとに区域の範囲を定める。

- ・予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）
- ・緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は表1のとおりとする。

表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲

1 島根原子力発電所2号炉

(1) P A Z

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、莊成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

(2) U P Z

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	P A Z を除く全地区
出雲市	伊野地区、佐香地区、東地区、檜山地区、灘分地区、久多美地区、平田地区、西田地区、北浜地区、莊原地区、出東地区、国富地区、鰐淵地区、直江地区、久木地区、伊波野地区、出西地区、阿宮地区、鳶巣地区、川跡地区、上津地区、高浜地区、大津地区、四絡地区、今市地区、遙堪地区、鶴鷺地区、塩治地区の一部（塩治善行町、塩治町の一部※、塩治有原町、上塩治町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、朝山地区の一部（朝山町）、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）
安来市	社日地区、十神地区、赤江地区、荒島地区、飯梨地区、能義地区、大塚地区、吉田地区、宇賀莊地区、広瀬地区、下山佐地区、菅原地区、布部地区、宇波地区、西谷地区、奥田原地区、山佐地区、島田地区の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）、安田地区の一部（伯太町安田）
雲南市	大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、海潮地区、塩田地区、加茂地区、木次地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区、三刀屋地区、一宮地区

※塩治町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

2 島根原子力発電所 1号炉※¹

UP Z

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域
松江市	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、莊成町、東長江町の一部※ ² 、西長江町の一部※ ² ）

※ 1 国から廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた島根原子力発電所 1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、UP Zのみとし、島根原子力発電所 2号炉におけるPAZと同一の範囲とする。

※ 2 東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

以上により、県において、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する市町村は、松江市及び関係周辺 3市とする。

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添2参照）

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UP Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。UP Z外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、UP Z及びUP Z外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力し実施するものとする。（別添3参照）

第9節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、松江市、関係周辺 3市、その他の市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、表2に定める事項のほか、県地域防災計画（風水害等対策編）第1編第6章第1に定める「関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」とする。

表2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
島根県	原子力安全 対策課	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備 4 防護資機材の整備 5 原子力災害医療体制の整備 6 環境条件の把握 7 平常時モニタリングに関すること 8 県災害対策本部の設置 9 災害状況の把握及び伝達等 10 放射性物質による汚染状況調査 11 緊急時モニタリングに関すること 12 避難退域時検査及び簡易除染に関すること 13 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 14 原子力災害医療に関すること 15 県防災ヘリを活用した防災活動 16 汚染飲食物の摂取制限等 17 緊急輸送及び必需物資の調達 18 汚染物質の除去 19 制限措置の解除 20 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 21 地域原子力防災協議会への参加等に関すること 22 松江市及び関係周辺3市の原子力防災対策に対する指 示及び指導助言
松江市及び関係周辺 3市	防災担当課	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備 4 平常時モニタリングに関すること 5 市災害対策本部の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 緊急時モニタリングに対する協力 8 住民の避難、立入制限、救出等 9 県の原子力災害医療に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 県の汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 県の行う原子力防災対策に対する協力

機 関 名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
松江市、関係周辺 3 市以外の市町村	防災担当課	1 松江市及び関係周辺 3 市の応援 2 広域避難所及び広域福祉避難所の開設・初動の運営
各消防本部	警防課	1 被ばく傷病者等※の搬送 2 住民の避難・誘導等
指定地方行政機関	中国四国管区警察局	広域調整第二課 1 管区内各警察の指導、調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
	中国四国防衛局	企画部 地方調整課 地方協力確保室 1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
	中国財務局（松江財務事務所）	総務課 1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
	中国四国厚生局	総務課 1 独立行政法人国立病院機構との情報共有並びに密接な連携
	中国四国農政局	企画調整室 1 農林畜水産物等の安全確認のための調査への助言及び協力 2 原子力災害時における食料等の支援 3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等
	近畿中国森林管理局	企画調整課 1 災害対策に必要な国有林木材の供給
	中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 1 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関すること 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国地方整備局	防災室 1 直轄河川及び一般国道指定区間に關し、必要な措置
	中国運輸局	島根運輸支局輸送担当、総務企画担当 1 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に関する要請及び支援

※放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者及びそれらの疑いのある者をいう。

機 関 名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	大阪航空局	出雲空港出張所 1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	第八管区海上保安本部	環境防災課 1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
	大阪管区気象台	松江地方気象台 1 気象状況等の把握、解析 2 緊急時モニタリングセンター等への支援
	中国総合通信局	防災対策推進室 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
	島根労働局	総務部総務課 1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国四国地方環境事務所	総務課 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 家庭動物の保護等に係る支援 3 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国地方測量部	防災情報管理官 1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

機関名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班	1 緊急輸送の支援
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 海上モニタリングの支援
陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 空中モニタリングの支援

機関名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便㈱松江中央郵便局	総務部 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部	経営企画部 1 鉄道による緊急輸送の確保
	日本貨物鉄道㈱関西支社	岡山支店伯耆大山駅 1 鉄道による緊急輸送の確保
	西日本電信電話㈱島根支店	設備部災害対策室 1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	プラットフォームサービス本部事業推進部危機管理室 1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	(株)NTTドコモ中國支社島根支店	企画総務担当 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	KDDI㈱	中国総支社管理部
	ソフトバンク㈱	総務本部地域人事総務部九州・中四国人事総務課

機関名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱	
指定公団機関	日本銀行	松江支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
	日本赤十字社	島根県支部事業推進課	1 医療救護活動の協力奉仕者（原子力災害医療派遣チームを除く。）の連絡調整
	独立行政法人国立病院機構本部中国四国グループ	総務経理課	1 医療、助産等救護活動の実施
	日本放送協会（NHK）	松江放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
	西日本高速道路(株)	保全サービス統括課	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い 3 緊急輸送路の確保 4 広域避難者の車両通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運(株)	山陰支店松江事務所	1 陸路による緊急輸送の確保
	福山通運(株)	—	
	佐川急便(株)	—	
	ヤマト運輸(株)	—	
	西濃運輸(株)	—	
機関	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター	1 緊急時モニタリング体制の整備に関すること 2 専門家の派遣に関すること 3 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関すること 4 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること
	国立研究開発法人量子生命・医学部門放射線医学研究所運営企画室	量子生命・医学部門放射線医学研究所運営企画室	1 原子力災害医療に関すること 2 専門機関との連携強化に関すること 3 専門家の派遣に関すること 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること 5 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関すること 6 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること

機関名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国電力(株)	島根原子力本部	<p>1 原子力発電所の安全性の確保</p> <p>2 防災上必要な社内教育・訓練</p> <p>3 環境放射線等の把握</p> <p>4 防災活動体制の整備</p> <p>5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）</p> <p>6 異常時における連絡通報体制の整備</p> <p>7 汚染拡大防止措置</p> <p>8 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力</p> <p>9 県、松江市及び関係周辺3市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</p>

機関名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱
一畑電車(株)	営業部	1 鉄道による緊急輸送の確保
隠岐汽船(株)	業務部	1 海上における緊急輸送の確保
石見交通(株)	庶務部	1 陸路による緊急輸送の確保 1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
一畑バス(株)	管理部	
(株)山陰放送	松江支社	
山陰中央テレビジョン放送(株)	報道制作局 報道部	
日本海テレビジョン放送(株)	松江本社	
(株)エフエム山陰	放送事業部	
出雲ガス(株)	総務部	
浜田ガス(株)	総務部	
島根県医師会	事務局	
島根県看護協会	事務局	
島根県LPGガス協会	—	
山陰ケーブルビジョン(株)	—	
出雲ケーブルビジョン(株)	制作課	
石見ケーブルビジョン(株)	—	
ひらたCATV(株)	—	
石見銀山テレビ放送(株)	—	
島根県トラック協会	総務企画部	1 陸路による緊急輸送の確保

機 関 名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
原子 力 災 害 に 対 応 す る 医 療 機 関 等	基幹高度被ばく医療支援センター	1 特に重篤な被ばく傷病者の診療等の実施 2 高度専門的な教育研修等の実施 3 特に重篤な被ばく傷病者の診療等に係る研究開発・人材育成
	高度被ばく医療支援センター	1 重篤な被ばく傷病者の診療等の実施 2 専門的な教育研修等の実施 3 専門家の派遣
	原子力災害医療・総合支援センター	1 医療機関連携体制の構築 2 原子力災害医療派遣チームの派遣調整・同チーム構成員の養成
	原子力災害拠点病院	1 被ばく傷病者等（放射性物質による汚染の疑いのない傷病者を含む。）の受入・適切な医療の実施 2 原子力災害医療に関する教育訓練 3 原子力災害医療派遣チームの編成
	原子力災害医療協力機関	1 原子力災害医療に関する必要な支援

機 関 名	連絡窓口	処理すべき防災事務又は業務の大綱	
その他の公的団体及び防災上重要な施設の管理者	境港管理組合	—	1 境港防災管理と災害復旧
	全国農業協同組合連合会中四国広域営農資材事業所島根推進課	—	1 緊急物資の調達 2 陸路による緊急輸送の協力
	島根県農業協同組合森林組合	—	1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給
	漁業協同組合 J Fしまね等	—	2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力（島根県農業協同組合を除く。）
	商工会議所 商工会等	—	1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あつせん
	医療機関の管理者	—	1 負傷者等の医療、助産、救護についての協力（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関については別に定める）
	一般運輸業者	—	1 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	—	1 ダム等施設の防災管理
	社会福祉協議会	—	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
	社会福祉施設の管理者	—	1 被災者の保護についての協力
	金融機関	—	1 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	学校法人	—	1 被災者の一時受入等応急措置についての協力
	危険物等の管理者	—	1 危険物等の保安措置
	都市ガス関係機関	—	1 ガス施設等の防災管理と災害復旧 2 都市ガスの供給
	エルピーガス取扱機関	—	1 エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 2 エルピーガスの供給

機 関 名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
島根原子力規制事務所 原子力運転検査官	1 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等 2 特定事象発生後、施設の状況確認
原子力防災専門官	1 県、松江市及び関係周辺3市への防災計画等に対する指導、助言等 2 中国電力㈱への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等
上席放射線防災専門官	1 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等

第2章 原子力災害事前計画

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心とするものである。

第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、中国電力㈱が原災法第7条第2項に基づき、作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原災法施行令第2条第1項に基づき、中国電力㈱が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき関係周辺3市に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺3市の意見を聴き必要に応じて中国電力㈱との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、中国電力㈱から原災法第8条第4項に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺3市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、中国電力㈱から原災法第9条第5項及び第6項に基づき、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺3市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、中国電力㈱から原災法第11条第3項及び第4項に基づき、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺3市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 県は、原災法第31条の規定により必要に応じ、中国電力㈱から報告の徴収を行い、また、原災法第32条第1項の規定により適時適切な発電所の立入検査を実施すること等により、中国電力㈱が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
 - (2) 立入検査を実施する県の職員は、原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「命令」という。）第6条に規定する身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。
- なお、身分証明書の様式は、命令別記様式第5によるものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 県、松江市及び関係周辺3市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県等の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこととされている。
- 国、県等は、島根地域原子力防災協議会において、避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。
- (2) 県は、国、松江市、関係周辺3市及び鳥取県、米子市、境港市（以下「鳥取県等」という。）等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて島根地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (5) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、松江市、関係周辺3市、中国電力㈱及び鳥取県等その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 県と関係機関相互の連絡体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、中国電力㈱その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、中国電力㈱その他関係機関等に周知する。

- ・中国電力㈱からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合

の代替者（優先順位つき）を含む。）

- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業（指導）無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めるができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、松江市、関係周辺3市、鳥取県等及び中国電力㈱と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、防護措置の判断に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県庁及びオフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

① 発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 発電所の施設の配置図

イについては、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から写しをとることにより整備する。

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）、安定ヨウ素剤の事前配布状況

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾（漁港含む）等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等情報を含む。）

エ 地域で定められている一時集結所の施設に関する資料

オ 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設（保育所、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい福祉施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 原子力災害医療に関する資料（原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する事項）

キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

ク 放射線防護対策工事の実施施設に関する資料

③ 防護措置の判断に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 中国電力㈱を含む防災業務関係機関の緊急時の対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 中国電力㈱との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難経由所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段の確保

県は、国、松江市及び関係周辺3市と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、松江市、関係周辺3市及び発電所との間の専用回線網の整備

県は国と連携し、緊急時における国、松江市、関係周辺3市及び発電所との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び松江市、関係周辺3市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

① 防災行政無線等の確保・活用

県は、国、松江市及び関係周辺3市等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線等の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑥ 通信輻輳の防止

県は、松江市、関係周辺3市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源設備等の確保

県は、松江市、関係周辺3市及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備等を整備（補充用燃料を含む）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

⑨ 幹部職員等への携帯電話配備

県は、緊急時に速やかな連絡が取れるよう幹部職員、防災担当職員に携帯電話を配備するよう努めるものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制の整備に努めるものとする。

なお、各機関等が実施することが想定される措置等については、別添4のとおりとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 対策会議の設置

県は、次の各号のいずれかに該当した場合において、防災部長が必要と判断したときに設置する対策会議の体制を整備するものとする。

① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理

運営要領及び関連要項で定める線量率異常が確認されたとき（機器の故障、自然現象等による場合を除く）

② 発電所から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（県、松江市及び中国電力㈱の三者協定。以下「安全協定」という。）第10条の異常時における連絡があったとき

③ 情報収集事態の発生を認知した場合

④ 警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合

(2) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、第7節1の（1）各号に該当した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定しておくとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

(1) 県は、施設敷地緊急事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 県は、国の協力を得て過酷事象が起こった際にも活動できる災害対策本部の施設の防護等について適切に整備するものとする。

(3) 県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等とともにオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部、県、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等（以下「関係地方公共団体」という。）のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び発電所の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、関係地方公共団体、関係機関及び中国電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、松江市、関係周辺3市及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 応援体制の整備

(1) 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について、県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

(3) 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、民間事業者や他の都道府県等との協力協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。また、県は、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

県は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- ・中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ・災害等発生時の中国5県相互応援に関する協定

- ・災害時の相互応援に関する協定（県及び県内19市町村）
- ・原子力災害時の相互応援に関する協定（原子力発電所立地県等14道府県）
- ・原子力災害時等における広域避難に関する協定（岡山県、広島県）

7 原子力災害医療派遣チーム要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療派遣チームの要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8 オフサイトセンター

- (1) 県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県及び国は相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事象においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (5) 県及び国は、相互に連携してオフサイトセンターからの移転・立ち上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

9 モニタリング体制等

(緊急時モニタリングセンター)

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括のもと、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）が設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、中国電力㈱及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の準備に協力する。

(平常時のモニタリングの実施)

県は、緊急時における発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施する。

(その他体制の整備)

県は、国、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、中国電力㈱及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

具体的には次のとおりである。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、中国電力㈱及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成するものとする。

(2) モニタリング資機材の整備・維持

県は、平常時又は緊急時に、発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境における汚染状況の把握及び周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の資機材、環境試料分析装置並びに防災無線等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、原子力環境センター、オフサイトセンター等にEMCの要員の受入体制を確保するものとする。

(4) 訓練等を通した連携の強化

県は、平常時から、国、関係地方公共団体、中国電力㈱及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努めるものとする。

(5) 環境放射線等の常時監視

発電所周辺地域住民の安全を確保するため、安全協定に基づく環境放射線の常時監視を実施するものとする。

(6) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。

10 専門家の派遣要請手続き

県は、発電所より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

12 感染症の流行下における防護措置

県は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施するなどの感染拡大・予防対策を十分考慮し、国、松江市、関係周辺3市等と連携し対応する。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難受入活動体制の整備

1 避難計画の作成

県、松江市及び関係周辺3市は、国、関係機関及び中国電力㈱の協力のもと、避難計画を作成するものとする。

なお、避難計画については、県、松江市及び関係周辺3市が、それぞれの整合性を取るものとする。

【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（P A Z）】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時にはP A Z圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにP A Z圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（U P Z）】

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

【共通】

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難所等の整備、確保

(1) 避難所等の整備

ア 広域避難の場合

県は、避難先自治体を管轄する県と調整の上、公民館、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難先自治体の同意を得て避難所等としてあらかじめ選定しておくものとする。

また、県は国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、当該計画でいう広域避難とは、市外避難のことをいう。

イ 市内避難の場合

県は、松江市及び関係周辺3市に対し、公民館、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

ウ 共通

避難所等の指定及び選定に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

なお、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県、松江市及び関係周辺3市は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

なお、県は必要に応じ、国に協力を求めるものとする。

(3) 避難手段の確保

バス等の避難手段については、県が国、関係機関の協力を得て確保し、松江市及び関係周辺3市と連携しながら手配する体制を整備するものとする。

(4) 屋内退避体制の整備

県は、松江市及び関係周辺3市に対し、屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(5) 病院、社会福祉施設、災害対策拠点施設等への放射線防護対策

県は、原子力緊急事態において、早期の避難が困難である入院患者や高齢者、障がい者等の要配慮者が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、社会福祉施設、災害対策拠点施設等への放射線防護対策に努めるものとする。

(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(7) 応急仮設住宅等の整備

県、松江市及び関係周辺3市は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(8) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 県は、要配慮者等への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目について、松江市及び関係周辺3市に対し助言するものとする。

① 要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めること。

② 要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備をすること。

③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図ること。

④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を行うこと。

(2) 病院等医療機関の管理者は、県、松江市及び関係周辺3市と連携し、原子力災害時における防災・災害情報伝達、避難先病院との受け入れ調整、避難誘導、避難先病院での医療支援等についての避難計画を作成するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、松江市及び関係周辺3市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等について、施設の実情に応じた避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、県は、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 学校、保育所等施設におけるマニュアルの整備

学校、保育所等施設の管理者は、県、松江市及び関係周辺3市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルール、避難方法等についてのマニュアルを作成するものとする。

なお、第3章に掲げる異常時等の発生時には保護者への引き渡しを開始するなど、早期の対応を行うものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、松江市及び関係周辺3市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、松江市及び関係周辺3市等が避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう松江市及び関係周辺3市等に対し助言するものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、松江市及び関係周辺3市が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9 避難所等・避難方法等の周知

県は、松江市及び関係周辺3市に対し、避難、避難退城時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底が図られるよう支援するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のため、県は、国、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と連携の上、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、松江市及び関係周辺3市に対し、飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）等からの緊急時モニタリング、医療等に

に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

市町村は、県が専門家の移送体制を整備するに際しては、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国、松江市及び関係周辺3市の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、松江市及び関係周辺3市と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、松江市及び関係周辺3市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

松江市及び関係周辺3市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協

力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療体制等の整備

- (1) 県は、国が定めた指定要件に基づき、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）を指定するとともに、原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）を登録する。
- (2) 県は、概ね3年ごとに拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。
- (3) 拠点病院及び被ばく医療を実施する協力機関は、被ばく医療のための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (4) 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び拠点病院と連携して、原子力災害医療に関する者に対する研修・訓練を実施し、人材の育成確保に努めるものとする。
- (5) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センターと密接な連携を図りつつ、広域的な原子力災害医療に係る応援体制の整備に努めるものとする。
- (6) 拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター等は、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを保有するものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を参考に、松江市、関係周辺3市、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

5 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から松江市及び中国電力㈱等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国、松江市、関係周辺3市、指定公共機関及び指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動

- (1) 県は、国、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するように努めるものとする。
- (2) 県は、国、松江市、関係周辺3市と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずして避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等を考慮し、松江市、関係周辺3市等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県、松江市及び関係周辺3市は、住民等への的確な情報伝達を行うため、あらかじめ以下の措置を講じておくものとする。

- (1) 国と連携し、警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を具体的に検討していくものとする。
- (3) 国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 原子力災害の特殊性を考慮し、国と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (6) 原子力災害時の広報について協定の締結等報道機関との連携体制を構築する。

第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合で、業務の継続が困難となった場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等

- (1) 県は、国、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、

松江市及び関係周辺3市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 発電所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ 屋内退避、避難に関すること
 - ⑦ 要配慮者への支援に関すること
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動
 - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑩ その他必要な事項
- (2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が松江市及び関係周辺3市の指定した避難所以外に避難した場合等に、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを松江市及び関係周辺3市が周知することについて、協力するものとする。
- (5) 県は、国、松江市及び関係周辺3市と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 県、松江市及び関係周辺3市は、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、地域の実情に応じ可能な限りその具体的な内容を防災無線、有線放送、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の広報媒体を利用し、防災知識の普及を図るものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

県、松江市及び関係周辺3市は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国及び指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容

- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時の対応に関すること

第 16 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 県は、国、中国電力㈱等関係機関の支援のもと、松江市、関係周辺 3 市、鳥取県等及び自衛隊等と連携し、
 - ① 災害対策本部等の設置運営訓練
 - ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時モニタリング訓練
 - ⑤ 原子力災害医療訓練
 - ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - ⑦ 周辺住民避難訓練
 - ⑧ 人命救助活動訓練等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。
- (2) 県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。
なお、実施計画を作成する際には、松江市、関係周辺 3 市、鳥取県等と連携するよう努めるものとする。
- (3) 県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練結果に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、島根地域原子力防災協議会において検討するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、中国電力㈱等関係機関、松江市、関係周辺 3 市及び鳥取県等と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、松江市、関係周辺 3 市、鳥取県等及び中国電力㈱等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、松江市、関係周辺 3 市及び鳥取県等と連携して訓練を実施するに当たり、内閣府、原子力規制委員会及び事業者の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに進行する訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の

向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等と連携して訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、中国電力㈱と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と島根地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとする。また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

県は、松江市、関係周辺3市及び鳥取県等と連携して必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 発電所上空の飛行規制

1 国の規制措置等

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け航空第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行は、できる限り避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

2 事業者の措置

中国電力㈱は、発電所であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を考慮し、中国電力㈱と国が主体的に防災対策を行うことが効果的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を防災危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの海上保安官署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、中国電力㈱等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 異常時等の対策

第1節 基本方針

本章は、次のいずれかに該当した場合における災害への拡大の未然防止のための対策を示したものである。

- ① 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連要項で定める線量率異常が確認されたとき
- ② 発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったとき
- ③ 情報収集事態及び警戒事態が発生したとき

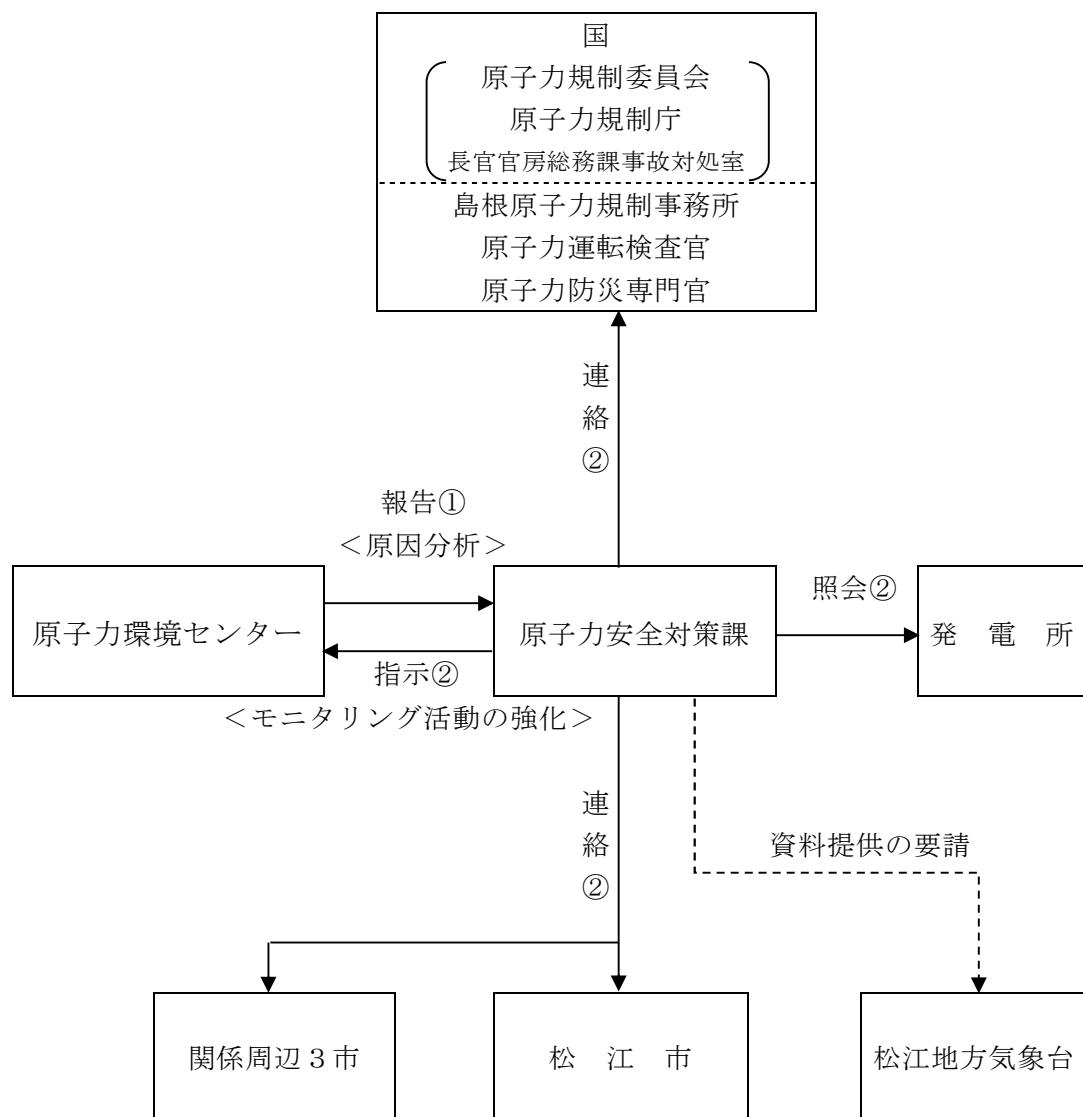
第2節 環境放射線異常時の対策

モニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連要項で定める線量率異常が確認されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、次の対応をとるとともに国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）へこの旨を連絡する。

この場合において、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺3市に対してその状況を連絡するものとする。

- ア 核爆発実験等の情報収集
- イ モニタリング活動の強化
- ウ 発電所内の放射線異常の有無の調査
- エ その他必要な調査

図1 環境放射線異常時連絡系統図



○数字：連絡等順番

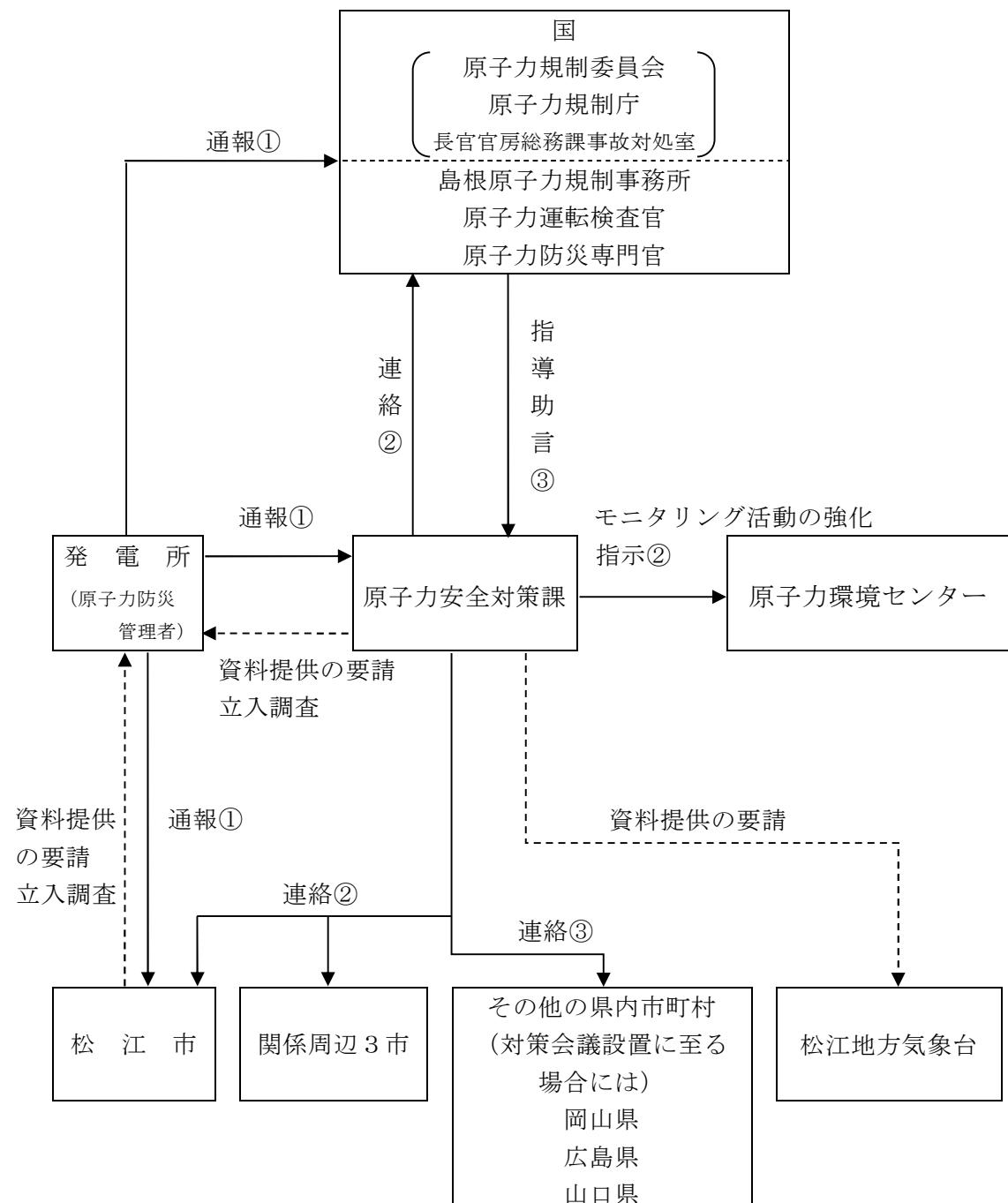
-----：必要と認めたとき

第3節 発電所異常時の対策

県は、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったときは、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）、松江市及び関係周辺3市へ連絡するとともに、原子力環境センターに対しモニタリング活動の強化を指示するものとする。

また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに県内市町村に対してその状況を連絡するものとする。

図2 発電所異常時連絡系統図



○数字：連絡等順番

--- : 必要と認めたとき

第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

② 県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、地震などの自然災害発生の際にとる体制に準じた体制をとるものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力㈱等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。さらに、P A Z を含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うよう、U P Z 外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

② 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、必要と認めたときは県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺3市に対してその状況を連絡するものとする。

③ 国（原子力利用省庁）は、施設敷地緊急事態への進展に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を、当該原子力事業所の区域を管轄する道府県の庁舎等（以下「原子力被災道府県庁舎等」という。）へ派遣する準備を行うものとされている。

なお、原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあっては経済産業省、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあっては文部科学省とされている。

図3 情報収集事態発生情報等連絡系統図

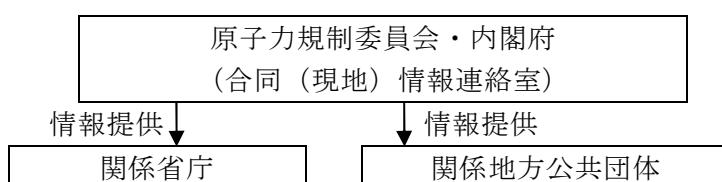
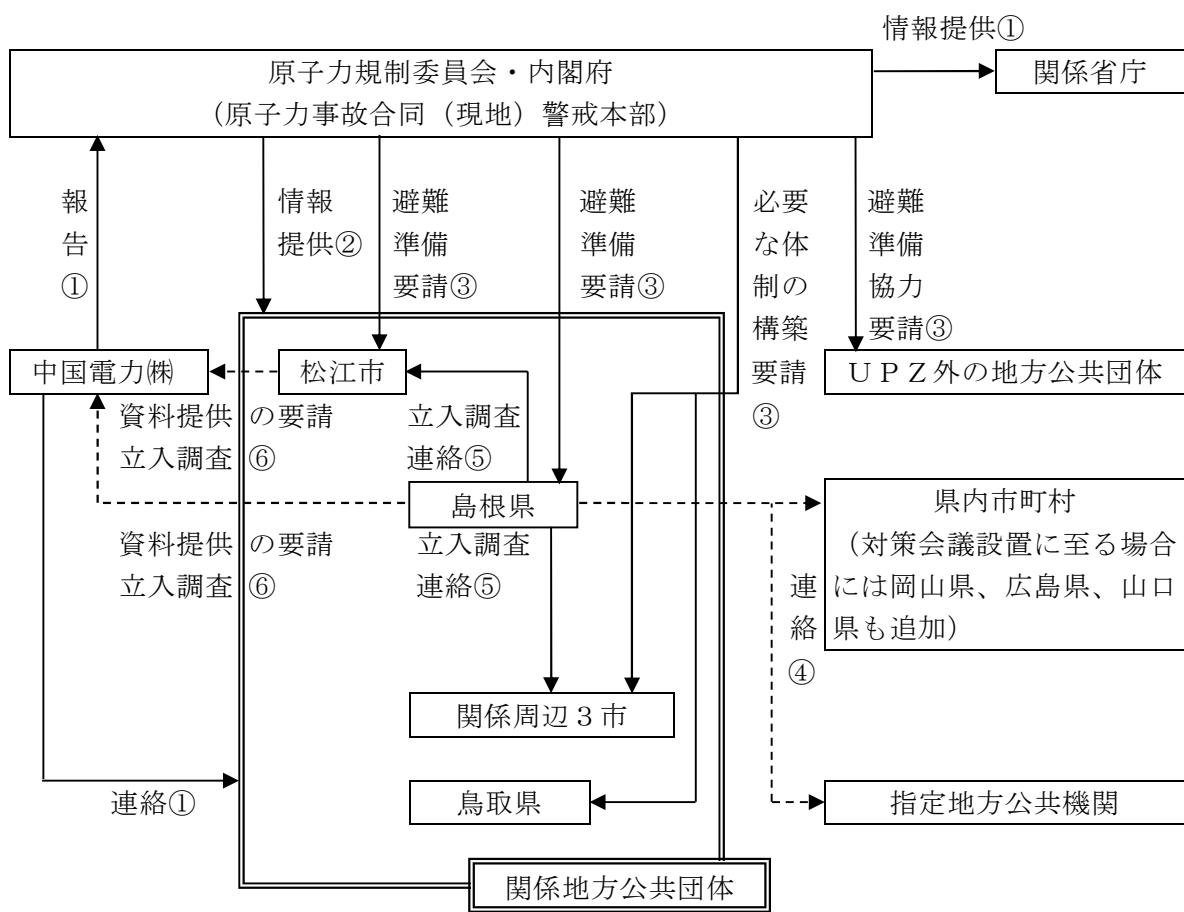


図4 警戒事態発生情報等連絡系統図



○数字：連絡等順番

-----：必要と認めたとき

第5節 対策会議

対策会議は、本章第2節、第3節及び第4節に定める事態が発生した場合において、防災部長が必要と判断したとき、関係機関が情報の伝達及び県のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。

1 会議の開催

防災部長は、必要に応じて対策会議を開催するものとする。

2 会議の構成員及び所掌事務

対策会議は、表3に記載の各課（室）の長をもって構成するものとし、構成員は必要に応じて所掌事務を行うものとする。

なお、必要に応じて原子力防災専門官の出席を求めるものとする。

表3 会議の構成員及び所掌事務

構成員	所掌事務
防災部長	議長
防災部次長（事務）	対策会議の総括に関すること
防災部次長（原子力安全）	対策会議の総括に関すること
各部主管課長（※）	各部局内への連絡及び対応協議 (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援
防災危機管理課長	対策会議の運営・関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等
広聴広報課長	報道機関との連絡調整等
原子力安全対策課長	関係機関との連絡調整、モニタリングの強化、島根県モニタリング本部（以下「モニタリング本部」という。）の設置検討等
原子力防災対策室長	避難等の防護措置の準備に関すること
交通対策課長	公共交通機関の運行状況等の確認
医療政策課長	原子力災害医療の準備、安定ヨウ素剤の配布準備等
道路維持課長	避難ルートの状況等確認
警察本部警備課長	災害警備活動の準備等

※各部主管課とは、政策企画監室、総務課、消防総務課、地域政策課、環境生活総務課、健康福祉総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課、会計課、企業局総務課、病院局県立病院課、教育庁総務課をいう。

第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、必要に応じ、平常時モニタリングの強化等を実施するものとする。

1 平常時モニタリングの強化

原子力安全対策課長は、本章第2節、第3節及び第4節に定める事態が発生した場合であって、周辺環境への影響の把握が必要であると判断した場合には、原子力環境センター所長に平常時モニタリングの強化を指示する。原子力環境センター所長は、平常時モニタリングの強化を行う。

2 モニタリング本部によるモニタリングの実施

本章第2節、第3節及び第4節に定める事態が発生した場合であって、その事態が施設敷

地緊急事態に進展する可能性があると判断した場合には、モニタリング活動を統一的かつ効果的に実施し、周辺への影響の把握を行うため、知事は、モニタリング本部を原子力環境センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングを開始するものとする。

なお、モニタリング本部の構成やモニタリングの実施内容等については、別に定める「島根県緊急時モニタリング計画」による。

第7節 連絡員の派遣要請

県は、警戒事態の発生を認知し、防災部長が必要と認めたときは、松江市、関係周辺3市、鳥取県等に対し、県庁へ連絡員の派遣を要請するものとする。

松江市、関係周辺3市、鳥取県等は、要請を受諾するときは、速やかに派遣する連絡員を決定するとともに、県に対し連絡員の職氏名、緊急連絡先、到着予定時間等を報告するよう努めるものとする。

第4章 緊急事態応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 発電所から施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、県は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び鳥取県警察本部に連絡するものとされている。また、施設敷地緊急事態において原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZを含む松江市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

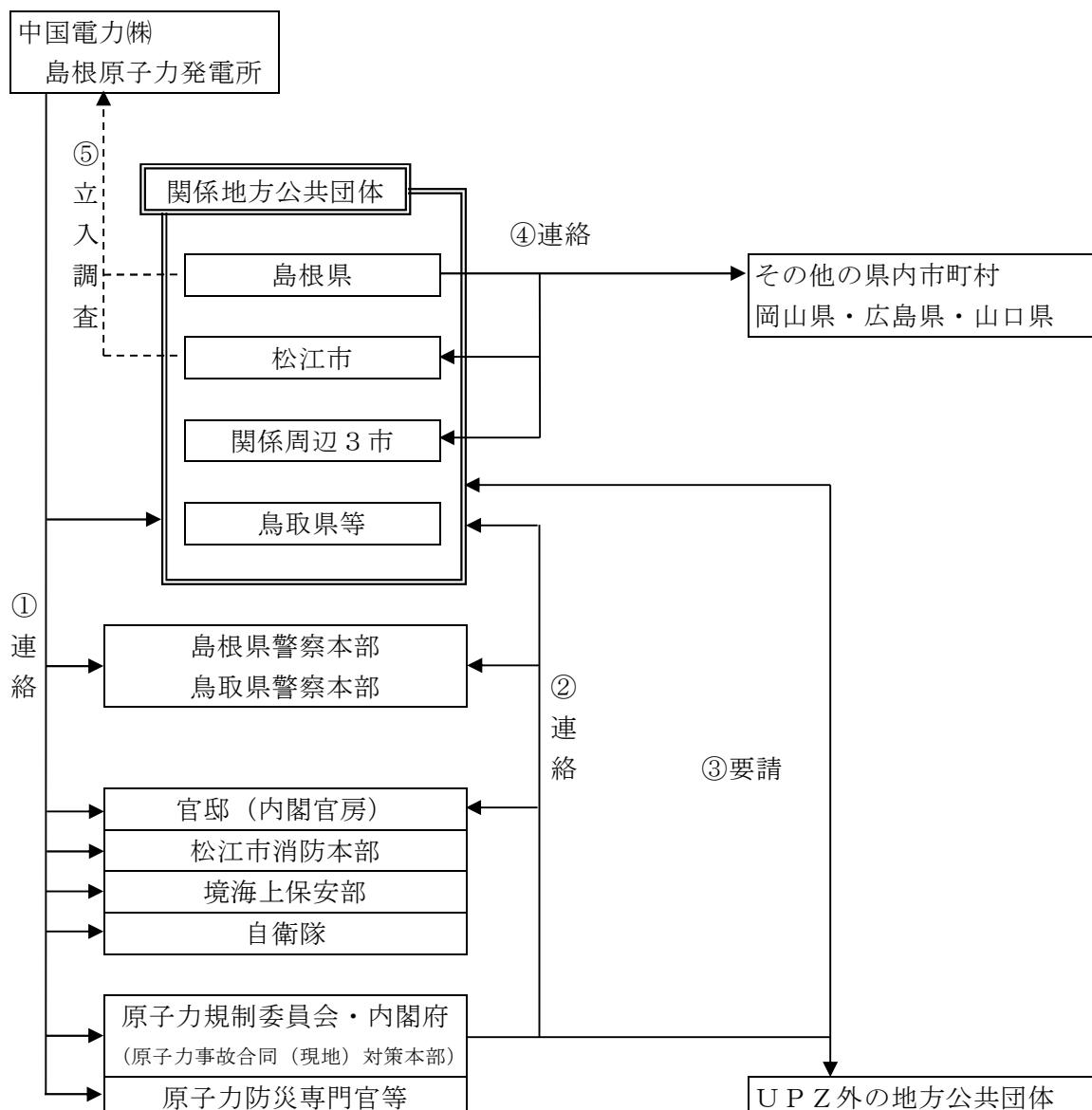
③ 県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、松江市、関係周辺3市、他の県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ PAZを含む松江市と同様の情報をUPZを含む市に連絡
- ・ UPZを含む市に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

また、県は必要に応じて、発電所への立入調査を行うものとする。

④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡することとされている。

図5 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図



○数字：連絡等順番
-----：必要と認めたとき

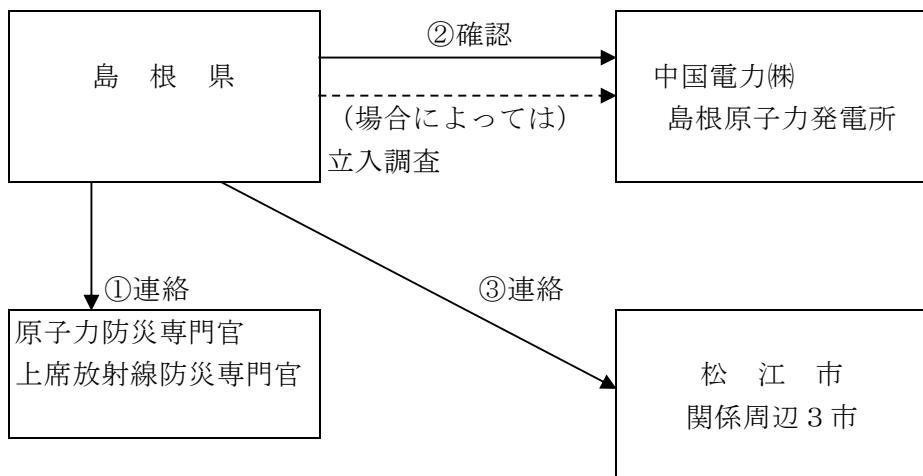
(2) 県が管理するモニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、発電所から通報がない状態において県が管理するモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとする。

また、県はその原因の解明に努めるとともに、必要に応じて立入調査を行い、松江市及び関係周辺3市に対してその状況を連絡するものとする。

② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、発電所に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

図6 県モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見時の連絡系統図



※県による確認後、発電所において施設敷地緊急事態発生が確認された後の連絡については、前頁の「図5 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図」による。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ① 発電所は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、発電所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- なお、県及び松江市は通報を受けた事象に関する発電所への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等は、関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が要請する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。
- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
 - ・避難ルート、避難先の概要
 - ・移動手段の確保見込み
 - ・その他必要な事項
- ③ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 県は、松江市、関係周辺3市及び指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ⑤ 県、松江市及び関係周辺3市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑥ 県、松江市及び関係周辺3市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。
- ⑦ 国（原子力利用省庁）は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣するものとされている。
- (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- ① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県及び松江市は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこと

とされている。

県は、国の現地対策本部、指定公共機関、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、指定地方公共機関及び中国電力㈱その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。

④ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

⑤ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び松江市、関係周辺3市をはじめ中国電力㈱、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町村に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3節 県災害対策本部の設置

知事は、表4に示す原子力災害時の災害体制の基準に基づき、県災害対策本部を設置する。

表4 原子力災害時の災害体制の基準

種 別		基 準
災 害 対 策 本 部	施設敷地緊急事態体制	<ul style="list-style-type: none">・ 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合・ 施設敷地緊急事態発生の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき
	全面緊急事態体制	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力緊急事態宣言が発出された場合・ 原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき

1 県災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

次の各号に該当するとき、知事は災害対策本部を設置する。

- ① 施設敷地緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあったとき
- ② 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において施設敷地緊急事態発生通報基準以上の数値が検出されたとき
- ③ そのほか、発電所において発生した事故の状況から災害対策本部の設置を要すると知事が判断したとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁 6 階防災センターに設置する。

(3) 災害対策本部の設置等の連絡

- ① 災害対策本部を設置したときは、その旨を松江市、関係周辺 3 市、鳥取県、国（原子力規制委員会）、陸上自衛隊又は防衛省、日本赤十字社島根県支部、報道機関その他の必要な関係機関に連絡する。
- ② 災害対策本部を設置したときは、県本部の標識を県庁正面玄関前及び本部室前に掲示するものとする。
- ③ 災害対策本部を廃止したときは、①の設置の場合に準じて連絡するものとする。

(4) 災害対策本部の組織

① 災害対策本部長

災害対策本部の本部長は知事をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、知事が不在等の非常時には、以下の順位で権限を委譲する。

第 1 順位	副知事
第 2 順位	防災部長
第 3 順位	総務部長

② 災害体制及び動員

災害対策本部が設置された場合の災害体制は、表 5 の災害体制とする。

なお、災害体制別の動員計画は、別に定める「島根県原子力災害業務継続計画」（以下「県業務継続計画」という。）による。

(5) 災害対策本部の事務分掌

表 5 の事務分掌を基調とし、定めのない事項については、県地域防災計画（資料編・県災害対策本部規程）の定めるところによる。またこれらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。

表5 災害対策本部の事務分掌

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画 局長	政策企画 班	政策企画 監	1 関係省庁の視察に関すること 2 政策企画局内の連絡調整に関すること 3 高等教育機関の被害調査及び災害対策に関すること
	副部長 政策企画 局次長	女性活躍 推進班	女性活躍 推進課長	1 政策企画班の応援に関すること 2 広報班の応援（情報の集約・整理）に関すること
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の接遇に関すること 3 災害功労者の表彰に関すること
		広聴広報 班	広聴広報 課長	1 災害時における被害状況・応急対策等の県民への広報に関すること 2 災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関すること 3 災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関すること 4 原子力災害合同対策協議会等事務局広報班に関すること
		統計調査 班	統計調査 課長	1 事務局の応援に関すること
総務部	部長 総務部長	総務班	総務課長	1 私立学校（私立幼稚園を除く）の被害調査及び災害対策に関すること 2 総務部内の連絡調整に関すること 3 原子力災害合同対策協議会等事務局住民安全班に関すること 4 事務局の応援に関すること
	副部長 総務部次 長	人事班	人事課長	1 災害対策関係職員の動員に関すること 2 職員の相互応援及び職員派遣要請に関すること 3 職員の被災状況の調査及び取りまとめに関すること 4 職員の被災給付に関して、地方職員共済組合との連絡調整に関すること 5 県の防災業務関係者の被ばく管理等健康管理に関すること 6 事務局の応援に関すること
		財政班	財政課長	1 必要な補正予算の編成に関すること 2 陳情書（政府、国会）の作成に関すること 3 事務局の応援に関すること
		税務班	税務課長	1 県税の減免措置等の問い合わせに関すること 2 事務局の応援に関すること

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
		管財班	管財課長	1 派遣専門家等応援要員の宿舎に関すること 2 県有財産の被害状況の把握、応急対策に関すること 3 原子力災害合同対策協議会等事務局運営支援班に関すること 4 県庁舎の管理（事務局の支援）に関すること
		営繕班	営繕課長	1 原子力災害合同対策協議会等事務局運営支援班に関すること
		情報システム推進班	情報システム推進課長	1 ホームページによる災害情報の提供に係る公開系基盤の被害状況の把握に関すること 2 事務局の応援に関すること
地域振興部	部長	地域政策班	地域政策課長	1 地域振興部内の連絡調整に関すること 2 交通対策班の応援に関すること 3 事務局の応援に関すること
	地域振興部長	しまね暮らし推進班	しまね暮らし推進課長	1 地域政策班の応援に関すること
	副部長	中山間地域・離島振興班	中山間地域・離島振興課長	1 交通対策班の応援に関すること
	地域振興部次長	市町村班	市町村課長	1 被災市町村に対する行財政支援に関すること
		交通対策班	交通対策課長	1 災害時における公共交通機関（鉄道・バス・船舶・航空機）の被害及び運行状況等の把握に関すること 2 事務局の応援に関すること
		環境生活班	環境生活総務課長	1 環境生活部内の連絡調整に関すること 2 災害ボランティアの連絡調整に関すること 3 災害時の物価対策に関すること
環境生活部	部長	文化国際班	文化国際課長	1 災害時における県内在住外国人への情報提供に関すること
	環境生活部長	環境政策班	環境政策課長	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
	副部長	廃棄物対策班	廃棄物対策課長	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
	環境生活部次長			

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	健康福祉 総務班	健康福祉 総務課長	1 保健医療福祉調整本部に関すること 2 所管施設の被害状況確認に関すること 3 健康福祉部内の連絡調整に関すること 4 原子力災害合同対策協議会等事務局医療班に関すること
		地域福祉 班	地域福祉 課長	1 被災世帯に対する災害援護資金・生活福祉資金の融資及び災害弔慰金等の支給に関すること 2 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること
		医療政策 班	医療政策 課長	1 原子力災害医療に関すること 2 安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること 3 医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 4 原子力災害合同対策協議会等事務局医療班に関すること 5 人事班が行う被ばく管理についての助言等に関すること
		健康推進 班	健康推進 課長	1 国民健康保険者の災害対策に関すること 2 保健指導、栄養指導に関すること 3 災害救助の保健活動に関すること
		高齢者福 祉班	高齢者福 祉課長	1 老人福祉施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 2 義援物資の受付及び配分に関すること
		青少年家 庭班	青少年家 庭課長	1 児童福祉施設（保育に関する施設及び障がい児施設を除く）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 2 施設設置者に対する代替施設での養護、助産及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関すること 3 要保護児童の収容の調整に関すること 4 災害救助の応援に関すること
		子ども・ 子育て支 援班	子ども・ 子育て支 援課長	1 児童福祉施設（保育に関する施設）、地域型保育事業を実施する施設、認可外保育施設、放課後児童クラブ及び私立幼稚園の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 2 災害救助の応援に関すること
		障がい福 祉班	障がい福 祉課長	1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障がい児施設）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 2 精神保健医療に関する情報収集・発信及び精神科医療機関等の支援に関すること 3 災害救助の応援に関すること

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
		薬事衛生 班	薬事衛生 課長	1 水道施設の応急復旧の広域的支援に関すること 2 飲料水の衛生指導に関すること 3 事務局の応援に関すること
農林水産 部	部長 農林水産 部	農林水産 総務班	農林水産 総務課長	1 農林水産部内の連絡調整に関すること
	部長 農山漁村 振興班	農山漁村 振興課長		1 農作物等の被害状況の把握に関すること（野菜 ・果樹・花き・特作を除く） 2 種苗、生産資材等に関すること（野菜・果樹 ・花き・特作を除く） 3 農産物の採取、出荷の規制に関すること（野菜 ・果樹・花き・特作を除く） 4 農産物の風評被害対策に関すること（野菜・果 樹・花き・特作を除く）
	副部長 農林水産 部次長			
	農業経営 班	農業経営 課長		1 被害農家に対する融資に関すること
	産地支援 班	産地支援 課長		1 農作物等の被害状況の把握に関すること（野菜 ・果樹・花き・特作に限る） 2 種苗、生産資材等に関すること（野菜・果樹 ・花き・特作に限る） 3 農産物の採取、出荷の規制に関すること（野菜 ・果樹・花き・特作に限る） 4 農産物の風評被害対策に関すること（野菜・果 樹・花き・特作に限る）
	畜産班	畜産課長		1 家畜衛生に関すること 2 家畜の避難・収容等に関すること 3 畜産物の流通経路に関すること 4 事務局の応援に関すること
	水産班	水産課長		1 漁業（指導）無線等による情報提供に関するこ と 2 漁業取締船・調査船等による海上輸送手段の確 保に関するこ
	沿岸漁業 振興班	沿岸漁業 振興課長		1 水産物等の被害状況の把握・情報共有に関する こと 2 水産物の採取、出荷の規制に関するこ 3 水産物の風評被害対策に関するこ 4 漁業被災に対する融資に関するこ

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長	商工政策班	商工政策課長	1 商工労働部内の連絡調整に関すること
	副部長 商工労働部次長	観光振興班	観光振興課長	1 観光施設の被害状況の把握及び災害対策に関すること 2 観光関連産業に関する風評被害防止対策、誘客回復対策に関すること 3 一時滞在者に関すること
		中小企業班	中小企業課長	1 被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関すること 2 商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会等の連絡に関すること 3 生活必需品の調達・輸送に関すること 4 商業関係施設の災害対策に関すること 5 事務局の応援に関すること
		雇用政策班	雇用政策課長	1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職業安定所との連絡調整に関すること
土木部	部長 土木部長	土木総務班	土木総務課長	1 島根県建設産業団体連合会への連絡に関すること 2 土木部内の連絡調整に関すること 3 事務局の応援に関すること
	副部長 土木部次長	道路維持班	道路維持課長	1 道路の通行の確保に関すること
		道路建設班	道路建設課長	1 道路の通行の確保に関すること
		高速道路推進班	高速道路推進課長	1 道路の通行の確保に関すること
出納部	部長 出納局長	会計班	(兼) 副部長 会計課長	1 災害時における庁用自動車等の運行に関すること 2 県に寄託された義援金の受付、収納、払出に関すること
	副部長 会計課長	審査指導班	審査指導課長	1 会計班の応援に関すること
企業部	部長 企業局長	総務班	総務課長	1 災害関係費の予算措置に関すること 2 企業部内の連絡調整に関すること 3 事務局の応援に関すること
	副部長 企業局次長			

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
病院部	部長 病院局長 副部長 県立病院 課長	県立病院 班	(兼) 副部長 県立病院 課長	1 被ばく傷病者等の受入に関すること 2 原子力災害医療への協力に関すること 3 病院部内の連絡調整に関すること
教育部	部長 教育長 副部長 副教育長	総務班	総務課長	1 教育庁内の連絡調整に関すること 2 教育部各班の応援に関すること
		教育施設 班	教育施設 課長	1 教育施設の被害状況の把握、応急対応及び災害 被害の報告に関すること
		学校企画 班	学校企画 課長	1 被災生徒の育英奨学に関すること
		教育指導 班	教育指導 課長	1 応急教育の指導に関すること
		特別支援 教育班	特別支援 教育課長	1 応急教育に関すること 2 被災生徒の育英奨学に関すること
		保健体育 班	保健体育 課長	1 り災教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関すること 2 学校給食の中止状況等の把握及び支援に関するこ
		社会教育 班	社会教育 課長	1 社会教育施設の被害状況の把握、応急対策及び 連絡調整に関するこ
		人権同和 教育班	人権同和 教育課長	1 教育部各班の応援に関するこ
		文化財班	文化財課 長	1 文化財の被害状況の把握・応急対応、被害報告 に関するこ 2 文化財の災害復旧に関するこ
		福利班	福利課長	1 教職員住宅の災害に関するこ (管理係) 2 教職員等のり災給付に関するこ (公立学校共 済組合、教職員互助会)
公安部	部長 警察本部 長 副部長 警務部長 警備部長 幕僚 (兼) 警備部長	総括班	警備課長	1 関係機関との連絡調整に関するこ 2 公安部内の総括・調整に関するこ 3 特別派遣部隊の援助要求に関するこ 4 他の班に属さない事項に関するこ
		情報班	公安課長	1 災害情報の収集、分析及び検討に関するこ 2 被害調査及び被害集計に関するこ 3 治安情報の収集及び分析に関するこ
		実施班	危機管理 対策室長	1 警備実施方針に関するこ 2 警備部隊の編成、運用及び応援派遣に関するこ 3 警察用航空機の運用に関するこ

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
		放射性物質対処班	(兼) 危機管理対策室長	1 放射線教育、被ばく線量の管理等に関すること
		特命班	外事課長	1 特命事項に関すること
幕僚 交通部長	交通総括班	交通企画課長	1 交通関係各班の総括・調整に関すること	
	交通規制班	交通規制課長	1 交通規制の実施に関すること 2 避難路、緊急交通路及び迂回路の確保に関すること 3 緊急交通車両等の確認事務に関すること	
	交通捜査班	交通指導課長	1 被災地における交通事故、事件の捜査指揮に関すること	
	運転免許対策班 (必要により設置)	運転免許課長	1 運転免許に関すること	
	交通特命班	交通機動隊長	1 交通部関係の特命事項に関すること	
幕僚 (兼) 警務部長	警務総括班	警務課長	1 警務関係各班の総括・調整に関すること 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること	
	首席監察官 警察学校長	会計課長 施設装備統括官	1 警備要員の宿泊、補給に関すること 2 警察施設の被害調査に関すること 3 車両、装備資機材の調達・運用に関すること 4 各種燃料、給油先の確保に関すること	
	受援班	人材育成課長	1 特別派遣部隊の受入れに関すること	
	遺族・被災者支援班	広報県民課長	1 遺族・被災者の支援に関すること 2 警察相談に関すること	
	広報班	広報官	1 災害広報（ウェブサイト等）に関すること	
	情報管理班	情報管理課長	1 情報の分析及び提供に関すること 2 被害調査結果の電算処理に関すること	
	留置班	留置管理室長	1 被留置者の取扱いに関すること	
	救護班	厚生課長	1 警備要員の救護及び健康管理に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること	
	遺失拾得物対策班 (必要により設置)	会計課監査官	1 遺失拾得物の処理・保管対策に関すること	

部 (局)	部 長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
幕僚 刑事部長	刑事総括 班	刑事企画 課長	1 刑事関係各班の総括・調整に関すること 2 被災地における犯罪情勢の把握及び刑事広報に 関すること	
		組織犯罪 対策課長 捜査第二 課長	1 災害に便乗した犯罪の捜査に関すること	
		検視班	1 身元不明者の手配に関すること 2 檢視に関すること 3 鑑識活動に関すること	
	生活安全 総括班	生活安全 企画課長	1 生活安全関係各班の総括・調整に関すること 2 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関する こと	
			3 自主防犯組織の指導に関すること 4 ボランティア団体との連携に関すること 5 生活安全情報の収集及び提供に関すること 6 地域安全活動に関すること 7 銃砲・刀剣・火薬類の措置に関すること	
	安全対策 班	少年女性 対策課長	1 被災地の少年対策に関すること 2 行方不明者の相談に関すること	
			1 被災地域の警戒活動に関すること 2 移動交番、臨時交番の設置運用に関すること 3 避難所及び避難民対策に関すること 4 警ら用無線自動車の配備運用に関すること	
	通信指令 班	通信指令 課長	1 通信指令業務に関すること 2 無線通信の運用に関すること 3 通信統制に関すること	
			1 悪徳商法、暴利行為等生活経済事犯の取締りに 関すること 2 危険物の指導取締りに関すること 3 毒劇・危険物への対応に関すること	
幕僚 情報通信 部長	通信班	機動通信 課長	1 通信の運用に関すること 2 機動警察通信隊の運用に関すること 3 通信機器の受援に関すること 4 映像伝送の運用に関すること	

部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌
事務局	事務局長	対策班	防災危機 管理課長	1 災害対策本部の運営並びに本部会議に関するこ と
	防災部長	管理班	消防総務 課長	2 本部連絡員会議に関するこ と
	事務局次 長	活動調整 班	防災危機 対策監	3 各部、各班（地方本部、県外連絡部を含む）の 調整に関するこ と
	防災部次 長（事務）	原子力班	原子力安 全対策課 長	4 防災関係機関との連絡調整、避難先自治体との 受入調整に関するこ と
	防災部次 長（原子 力安全）			5 自衛隊の災害派遣等及びそれに伴う現地連絡員 の派遣に関するこ と
				6 被害状況の収集及び市町村の災害体制の把握に 関するこ と
				7 災害情報の発表に伴う関係課との連絡調整、報 告に関するこ と
				8 県民からの問合わせ及び情報の提供に関するこ と
				9 防災行政無線の運用統制に関するこ と
				10 食糧、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保 (備蓄)、輸送力の確保に関するこ と
				11 災害対策情報、モニタリング情報等の収集及び 伝達に関するこ と
				12 専門家の派遣要請に関するこ と
				13 避難その他応急対策等の指示に関するこ と
				14 原子力防護資機材の確保に関するこ と
				15 オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協 議会に関するこ と
				16 県庁機能の移転に関するこ と
				17 災害救助法の適用に関するこ と
				18 災害救助法に基づく救助の実施及びその指導に 関するこ と
				19 特定業務の実施に関するこ と
				20 救援物資、輸送拠点に関するこ と
				21 関係機関への要員派遣の要請等に関するこ と
				22 放射線防護対策施設の運用に関するこ と
				23 電力事業者の被害状況の把握に関するこ と

(6) 地方機関の事務分掌

県災害対策本部は、下記の事務分掌を基本とし、東部県民センター管内地方機関その他の必要な地方機関に対して、必要な事務について本部長が指示するものとする。

東部県民センター	1 災害救助法に関すること 2 県庁舎の管理（事務局の支援）に関すること
原子力環境センター	1 緊急時モニタリングに関すること
松江保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること 3 原子力災害医療、安定ヨウ素剤の配布・服用、病院等の避難の支援等に関すること 4 飲料水の衛生指導に関すること
雲南保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること 3 原子力災害医療、安定ヨウ素剤の配布・服用、病院等の避難の支援等に関すること 4 飲料水の衛生指導に関すること
出雲保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること 3 原子力災害医療、安定ヨウ素剤の配布・服用、病院等の避難の支援等に関すること 4 飲料水の衛生指導に関すること
県央保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
浜田保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
益田保健所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
保健環境科学研究所	1 モニタリング本部によるモニタリングの支援に関すること 2 EMCによるモニタリング等の支援に関すること
中央児童相談所	1 児童福祉施設（保育に関する施設を除く）入所児童の災害対策に関すること 2 被災児童等に対する養護及び心理的ケアに関すること
出雲児童相談所	1 児童福祉施設（保育に関する施設を除く）入所児童の災害対策に関すること 2 被災児童等に対する養護及び心理的ケアに関すること
心と体の相談センター	1 精神保健医療に関する情報収集・発信及び精神科医療機関等の支援に関すること
東部農林水産振興センター	1 農林畜産被害の把握及び報告に関すること 2 家畜の保健衛生対策に関すること 3 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること（本所のみ）
松江教育事務所	1 小・中学校の被害状況の把握及び報告に関すること
出雲教育事務所	1 小・中学校の被害状況の把握及び報告に関すること

(7) 特定業務の実施体制

本計画で定める特定業務は、避難退域時検査業務及び避難先・避難元自治体支援業務とし、災害対策本部の指示により、地方機関等を含め別途組織を編成し、実施するものとする。

(8) 災害対策本部の廃止

知事は、次の場合に県災害対策本部を廃止する。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。（原子力災害事後対策実施区域がある場合は除く。）
- ② 発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認められるとき。

(9) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

(10) 災害対策本部の移転

知事は、県業務継続計画に基づき、県庁が所在する地区に対して避難のための立退きの指示等が出され、かつ、住民の避難が完了するなどにより、県庁で業務を行う必要がなくなったと認められる場合には、災害対策本部を出雲合同庁舎へ移転することとする。

第4節 EMCの立上げ等及び緊急時モニタリング等の実施

1 EMCの立上げ及びモニタリング本部の移管

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合、国は、EMCを立ち上げることとされている。県は、国によるEMCの立ち上げに協力するとともに、モニタリング本部を設置していた場合、EMCへモニタリング本部機能を移管することとする。

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 緊急時モニタリング実施計画の策定

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。

(2) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定することとされている。県は、EMCを通してこの改定に協力する。

(4) モニタリング結果の共有・公表

EMCは緊急時モニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行った緊急時モニタリング結果の評価等をEMC内で共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、EMC内で共有された評価結果を、関係者間で共有する。

国及び県は、緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

第5節 原子力災害医療調整本部、原子力災害医療調整官の設置及び原子力災害医療等の措置

1 原子力災害医療調整本部の設置

県は、災害対策本部を設置したときは、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施するため、災害対策本部の医療政策班の下に原子力災害医療調整本部（以下「医療調整本部」という。）を設置する。

2 医療調整本部の構成及び機能

- (1) 医療調整本部長は医療政策課長をもって充てる。
- (2) 医療調整本部は、拠点病院、協力機関、消防本部その他の機関と密接に連携し、被ばく傷病者等の搬送、受入の調整を行うものとする。
- (3) 医療調整本部は、関係市又は拠点病院等の要請に基づき又は原子力災害医療体制の状況に応じて、国に対して原子力災害医療派遣チーム、原子力災害医療の専門家の派遣を要請するとともに、原子力災害医療派遣チームの派遣先調整を行うものとする。
- (4) 医療調整本部は、状況を適宜的確に災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会医療班に報告するものとする。
- (5) 自然災害等との複合災害に対応するため、医療調整本部は、医療政策班の下に設けられたDMA T調整本部、医療救護班調整本部、D P A T調整本部と連携して業務を行う。
- (6) 知事は、医療調整本部の体制を整備強化するため、関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

3 原子力災害医療調整官の設置

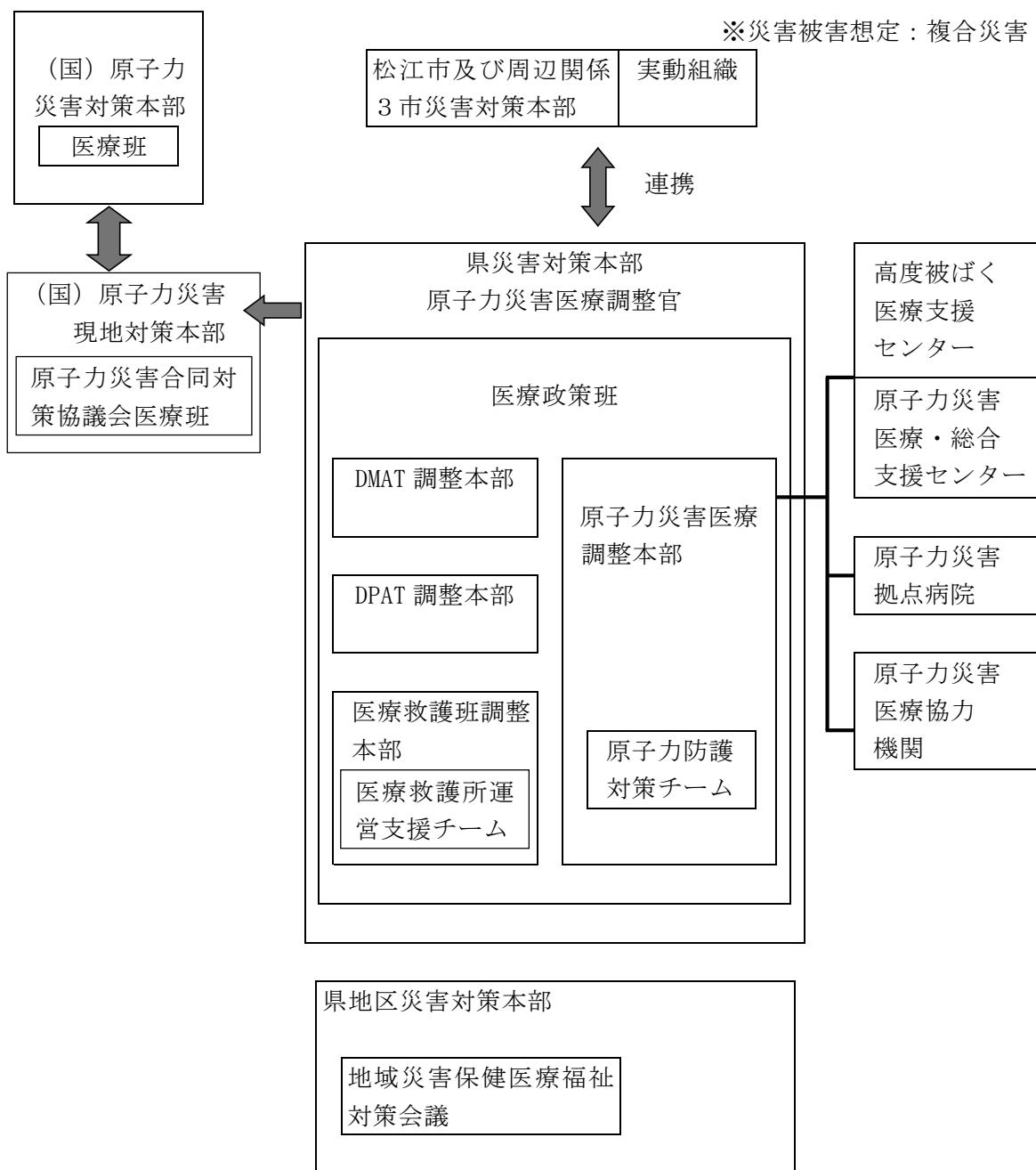
- (1) 原子力災害医療調整官は、災害対策本部健康福祉部長の下で、原子力災害医療全般を統括する。
- (2) 原子力災害医療調整官は、健康福祉部医療統括監（保健衛生）又は次長をもって充てる。
- (3) 原子力災害医療調整官は、県災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と原子力災害医療派遣チームの派遣や被ばく傷病者等の搬送等について調整を行う。
- (4) 原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう伝達する。
- (5) 医療調整本部は、原子力災害医療調整官を補佐し、原子力災害医療調整官の不在時においてはその事務を代理する。

4 原子力災害医療

- (1) 原子力災害発生時における医療対応には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被ばく傷病者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。

こうした、原子力災害発生時における被ばく傷病者等への医療活動及び避難所における救護所の運営等については、拠点病院、協力機関等により、別に定める島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）に基づき実施する。

図7 原子力災害医療（被ばく傷病者等対応）体制



(2) 県は、必要に応じて指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）、原子力災害医療・総合支援センターの支援を受けるなどにより、国、指定公共機関、中国電力㈱等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。

第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等

1 現地事故対策連絡会議への派遣

(1) オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセン

ターの設営準備への協力を行うものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

(3) 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

さらに、オフサイトセンターと県災害対策本部との連絡調整のための職員を派遣するものとする。

3 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第7節 応援要請及び職員の派遣要請等

1 協定等に基づく応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。県は、松江市及び関係周辺3市から応援等が必要である旨の連絡があった場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、消防庁に対し直ちに応援等の要請を行うものとする。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

2 指定行政機関等への職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

3 自衛隊の派遣要請等

知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は松江市長、関係周辺3市長から要請の要求があった場合は、直ちに自ら派遣を要請するものとする。

また、知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊

の部隊等の撤収を要請するものとする。

第8節 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部設置後直ちに、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

また、県は、原子力被災道府県庁舎等へ派遣された原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員から構成される被災自治体支援チームが原子力被災者生活支援チームの下に設置された以降においては、当該チームと連携し、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に行うものとする。

なお、段階的な防護措置が完了した後の住民等とは、例えば、施設敷地緊急事態要避難者で避難が完了した住民や全面緊急事態において避難や一時移転が完了した住民等を指す。

第9節 防災業務関係者の安全確保

県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

2 防護対策

(1) 原子力災害対策本部は、関係地方公共団体等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

(2) 災害対策本部長は、原子力災害対策本部から指示があった場合など、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、災害対策本部長は、松江市及び関係周辺3市やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(3) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護の指標については、原子力災害対策指針に基づき、放射線業務従事者の平時における被ばく限度及び緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考に下表のとおり定めるものとする。

	緊急事態応急対策（人命救助等緊急やむを得ない活動を除く）に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合
実効線量限度	100mSv/ 5 年	100mSv
	50mSv/年	
	女性※ 5 mSv/ 3 月	
	妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv	—
等価線量限度	眼の水晶体 100mSv/ 5 年	300mSv
	50mSv/年	
	皮膚 500mSv/年	1 Sv
	腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv	—

※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間(妊娠中)に該当しない女性

なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量ができる限り少なくなるよう努めるものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、必要に応じて要請した組織と協議の上、放射線防護に係る指標を定めることができるものとする。

(2) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

(3) 県は、原子力災害医療派遣チームと連携のもと、被ばく線量の管理を行うものとする。

また、必要に応じて、専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、被ばく線量の管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、要員等の派遣要請を行うものとする。

(4) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(5) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等において、国、松江市、関係周辺 3 市及び発電所等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 10 節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による

影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

- (2) 県は、住民等への情報提供に当たっては国及び松江市、関係周辺3市と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、民心の安定並びに要配慮者等、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び中国電力㈱と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 県は、国、松江市、関係周辺3市及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、松江市、関係周辺3市、鳥取県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 11 節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。また、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなつた区域も同様に対応することとする。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。

また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。

(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。

また、県は、国の要請等により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。

(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ内の避難等を行うこととし、PAZを含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。

県は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示等により、松江市及び関係周辺3市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するものとする。

県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、松江市及び関係周辺3市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

県、松江市及び関係周辺3市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。

一方で、県、松江市及び関係周辺3市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会等は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同

協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・ U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

(4) 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じた O I L に基づき地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(5) 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。このうち避難に要するバスについては、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のバス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のタクシー協会等に要請し、確保するものとする。

(6) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(7) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。また、避難対象区域を含む市から輸送支援等の要請があったときには、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

(8) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

2 避難所等

県は、避難対象区域を含む市に対し、次の項目について支援するものとする。

- (1) 緊急時に行う避難先、避難ルート等の住民等に対する周知に関すること。
- (2) それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に関すること。
- (3) 避難所における生活環境（被災者の健康状態の把握、食事供与の状況、トイレの設置状

況等の把握、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況）などの把握に関すること。

- (4) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に関すること。
- (5) 要配慮者（福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等）に関すること。
- (6) 避難所の運営における女性の参画推進及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営（女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用衛生用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、女性や子育て家庭のニーズへの配慮など）に関すること。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保（応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等）に関すること。

3 広域一時滞在

- (1) 被災市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、被災市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行うものとする。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとされており、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市及び県に代わって行うこととされている。
- (5) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

- (6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力㈱等と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住

民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

簡易除染により除染が不十分な場合には、簡易除染後の除染が可能な機関に搬送し除染の実施を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を参考に、松江市及び関係周辺3市、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

6 要配慮者等への配慮

(1) 県は、松江市及び関係周辺3市と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合は、あらかじめ医療機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・避難誘導のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を、屋内退避又は他の医療機関へ避難させるものとする。入院患者等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、保健所等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では避難できない場合は、周辺県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画及び県広域避難計画に基づき避難等を行うものとする。

7 学校、保育所等施設における避難措置

学校、保育所等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、直ちに生徒等を保護者に引き渡し、避難等に備えさせるものとする。

また、生徒等の在校時に避難指示等が発令された場合は、迅速に避難等の措置をとって生徒等の安全を確保したのち、保護者への引き渡しを行うものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等が発令された場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置

県は、松江市長及び関係周辺3市長等が設定した警戒区域もしくは避難指示等が発出された区域について居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 県、松江市及び関係周辺3市は、備蓄物資の状況等踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 県は、被災市における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第 12 節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第 13 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
(別添3参照)
- (3) 県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施するものとする。

第 14 節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、松江市、関係周辺3市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

緊急輸送の順位	緊急輸送の範囲
第1順位 ・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者

		・国、県、市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員 (国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員)
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員 (第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員)
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送	

(2) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
この場合、災害対策本部内に輸送手段の把握管理を行う担当者を定め、競合や過不足の生じないように調整させるものとする。
- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。
- ③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県公安委員会は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施に当たっては、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県公安委員会は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県公安委員会は、交通規制に当たって、県災害対策本部において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第15節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等

- (1) 県は、松江市及び関係周辺3市の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、

必要に応じ他都道府県又は中国電力㈱その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 県は、松江市及び関係周辺 3 市から救助・救急及び消火活動について応援等が必要である旨の連絡があった場合又は応援等が必要であると判断した場合は、消防庁、県内他市町村、中国電力㈱等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、松江市及び関係周辺 3 市から大規模な消防の応援等が必要であると連絡があった場合又は災害の状況及び島根県内の消防力を考慮して必要であると判断した場合は、直ちに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の応援等を消防庁に要請し、要請した旨を連絡を受けた松江市及び関係周辺 3 市に通知するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由
- ② 必要とする応援隊の種別・規模
- ③ 松江市及び関係周辺 3 市への進出拠点及び進入経路

(4) 県は、自ら必要と認める場合又は松江市及び関係周辺 3 市等から被ばく傷病者等の協力機関、拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第 16 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災者（避難所）のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

県は、原則として義援物資を受け付けない。ただし、被災者のニーズに合ったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援物資等に限り受け付ける。その際、内容物の種類、数量等がわかるよう送付リストを事前に提示するよう求めるとともに、仕分け作業の手間がかからないよう配慮を求める。

(2) 義援金の受入れ

県は、受け付けた義援金を、県、日本赤十字社島根県支部、共同募金会及び関係団体で構成する配分委員会に寄託する。

第 17 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた県業務継続計画に基づき退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた県業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市の区域内の一部が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第5章 原子力災害中長期計画

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、松江市、関係周辺3市、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係省庁及び中国電力㈱と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

県は、松江市及び関係周辺3市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 県は国、松江市及び関係周辺3市と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復

による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたつてきめ細かな支援に努めるものとする。

- (2) 県は国、松江市及び関係周辺3市と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、松江市及び関係周辺3市と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国、松江市及び関係周辺3市と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、松江市及び関係周辺3市と連携し、必要に応じ中小企業制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び松江市及び関係周辺3市とともに、発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県公安委員会は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

別添1 緊急事態区分を判断するEALについて ※

※ この資料で示すEALは、原子力災害対策指針が定める「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」から抜粋したものであり、今後、当該指針の改正や島根原子力発電所の設備の状況の変化等に応じて差し替えていくものである。

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

※島根原子力発電所2号炉に適用（原子炉の運転等のための施設が、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可（同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。）後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち、原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用となる。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
	<ol style="list-style-type: none">1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。4. 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。5. 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること。6. 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。7. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。8. 原子炉制御室及び原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。9. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。10. 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成2

<p>4年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>11. 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>12. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上での地震が発生した場合。</p> <p>13. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>14. オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>15. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> <p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>1. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ低圧又は高圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>2. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>3. 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できること。</p> <p>4. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>5. 非常用直流母線が一となつた場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>6. 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>8. 原子炉制御室及び原子炉貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の機能の一部が喪失すること。</p> <p>9. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信の全ての機能が喪失するこ</p>
---	---

<p>10. 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>11. 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>12. 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>13. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>14. 原子力事業所の境界付近等において原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>15. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行なうとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などを基づく防護措置を実施する。</p> <p>1. 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを見認ること。</p> <p>2. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。</p> <p>3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。</p> <p>4. 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>5. 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>6. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。</p> <p>7. 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。</p> <p>8. 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>9. 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>10. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p>
--	------------------------	--

11. 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いざれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。
12. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
14. その他原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であつて、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であつて照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

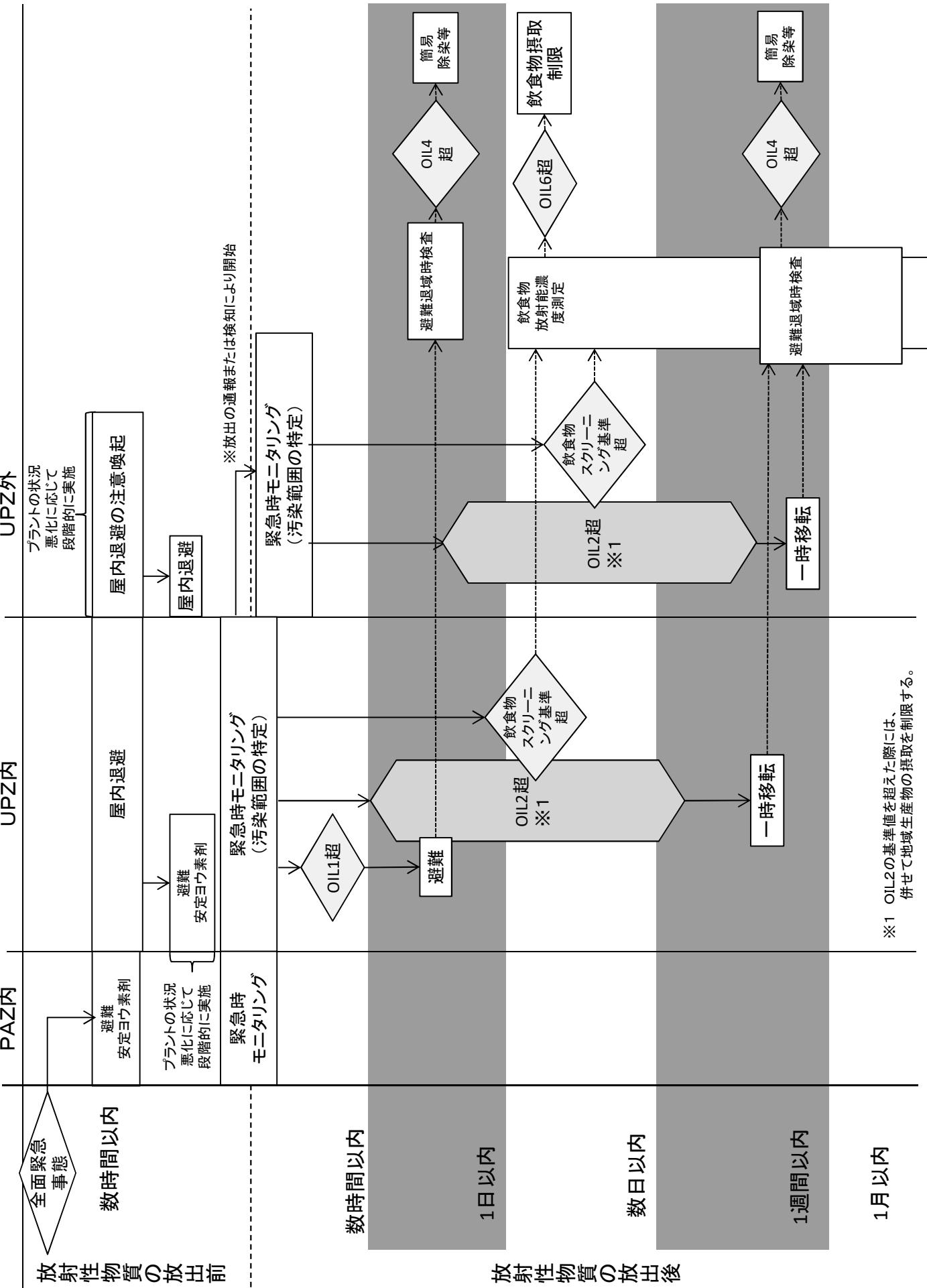
※島根原子力発電所2号炉に適用

緊急事態区分における措置の概要	緊急事態区分における措置の概要
<p>警戒事態を判断する E A L</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 2. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上での地震が発生した場合。 3. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 4. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 5. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 2. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 3. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 2. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） 3. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民避難等の防護措置をを行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
<p>※島根原子力発電所 1 号炉に適用</p> <p>警戒事態を判断する E A L</p> <p>9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までに掲げるものを除く。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>1. 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上での地震が発生した場合。 2. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 3. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 4. その他原子炉の運転等のための施設に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>2. その他原子炉の運転等のための施設に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>
<p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>2. その他原子炉の運転等のための施設に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行ふとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

別添2 防護措置等の実施フローの一例



別添3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を中途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からのお部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を中途に区域を特定し、地域生産物の採取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	OIL6	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5μSv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を中途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	1週間内を中途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	牛乳・乳製品 300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考ししつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1／2)

*島根原原子力発電所2号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護指圖に係る各主体の行動をどうすることとする。

UPZ(被ばく距離30km)									※防護措置や能力が必ずしも該当した範囲に限る。								
PAZ(～被ばく5km)			警戒指標			防護指標			UPZ(被ばく5～30km)			警戒指標			防護指標		
事前情報収集、連絡体制の構築	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標	防護指標	警戒指標
■ 資本等 総務部	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-	-	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・施設の準備 ・災害時の準備	・生民等への情報伝達 ・自治体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・生民等への情報伝達 ・自治体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・生民等への情報伝達 ・自治体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・生民等への情報伝達 ・自治体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・生民等への情報伝達 ・自治体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	
■ 市町村 （市町村）	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 市町村 （市町村）	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング
■ 公共機関 公的機関 団体	・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集 ・要員追加参集	・警戒指標	・警戒指標のモニタリング	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング	モニタリング

別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2／2)

※島根原原子力発電所2号炉に適用

法人体ノゾンは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置間に係る各主体の行動をどのようにする。

		PAZ(～離陸50m)※1			PAZ(～離陸50m～30km)			UPZ(～離陸50km～)		
		警戒待機			モニタリング※1			待機		
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 1	-	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ情報 ・緊急時モニタリングの 実施	-	-
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 2	-	-	-	-	-	-	・生民等への情報伝達	-	-
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 3	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	-
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 4	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	-
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 5	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	-
○	島根県 原子 力事 業者 公 共 地 方 團 體 6	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	-

※1-1・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内が避難を実施していることが前提。

別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

※島根原子力発電所1号炉に適用

注)本イマージュは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る

各主体の行動をとることとする。

UPZ				※防護措置や強化などが必要な際における実情に備えます。			
				体制整備	情報収集	情報提供	モニタリング
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集・連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・職務へ通報 ・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築	・モニタリング ・緊急時モニタリングの準備 ・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・自治体への情報提供・モニタリング情報の収集・分析・発信 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・自治体への参集要請・情報提供	-	-	-	-
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	-
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	-
事業者 着力点 方 公 共 地 方 團 體 （ 主 要 な 事 業 者 公 共 地 方 團 體 に お け る 防 護 措 置 の 特 徴 を 用 い た 方 案 ）	・要員参集、連絡体制の構築 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの準備	-

別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

※島根原子力発電所1号炉に適用

注)本ノイズは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護指圖に依る。

UPZ							*防護指圖や他の必要な要素に断された範囲に限る。								
		緊急時情報 ・普及及び自治体へ通報			モニタリング		初期段階			中期段階		後期段階		モニタリング	
○ 1 I 1 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	【迅速】 ・組織の実施	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の実施	-	-	【迅速】 ・(速)避難の実施 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供	-	
○ 1 I 2 公 共 地 方 團 體	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの決定 ・自治体に避難勧告が実施され及び支援 ・緊急時内送報を含むことを指示	-	【迅速】 ・組織範囲の決定 ・(速)避難の実施 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・自作自消指	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・自作自消指	-	
○ 1 I 3 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	-	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・自作自消指	-	
○ 1 I 4 公 共 地 方 團 體	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの決定 ・自治体に避難勧告が実施され及び支援 ・緊急時内送報を含むことを指示	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	
○ 1 I 5 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	
○ 1 I 6 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	-	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	-	・緊急時モニタリングの実施 ・自作自消指	-	
○ 1 I 7 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	
○ 1 I 8 公 共 地 方 團 體	-	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの実施	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	-	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	-	【迅速】 ・(速)避難の決定 ・(速)組織範囲の決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)モニタリング情報の収集・分析 ・(速)モニタリングの決定 ・(速)自治体に避難の実施 ・(速)内送報を含む情報を提供	-	

策定の経過

昭和38年 6月	島根県地域防災計画（以下「県防災計画」という）作成
昭和45年	第7次修正（放射性物質放出灾害予防関連を挿入）
昭和48年 4月	第10次修正（原子力防災関連について現行体系（S55）に修正）
昭和54年 6月 1日	島根県防災会議で「原子力災害関連」の見直し検討を原子力防災部会に附託
昭和54年 6月 12日	県防災計画を補完運用するものとして原子力発電所防災対策暫定取扱要綱 (以下「暫定取扱要綱」という。) を決定
昭和54年 6月 14日	島根県防災会議原子力防災部会開催（暫定取扱要綱の説明）
昭和55年 7月 31日	中央防災会議会長から島根県防災会議会長に「原子力発電所等周辺の防災対策について」（以下「防災対策報告書」という。）が送付
昭和55年 8月 5日	島根県防災会議原子力防災部会開催（防災対策報告書の説明）
昭和55年12月 24日	島根県防災会議原子力防災部会開催（原子力防災計画案の審議・承認）
昭和56年 2月 12日	原子力防災計画案の決定運用（県防災会議会長） 災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
昭和56年 5月 8日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
昭和56年 6月 30日	島根県防災会議で原子力防災計画を正式決定
昭和58年 3月 25日	第1次修正〔島根県地域防災計画（原子力災害編）に名称変更〕
昭和59年 4月 10日	第2次修正（但し、附属資料編のみ）
昭和60年 4月 18日	第3次修正
昭和62年 5月	第4次修正
昭和63年 5月	第5次修正
平成元年 8月	第6次修正
平成 6年 4月 5日	災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
平成 6年 5月 18日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
平成 6年 5月	第7次修正
平成 7年 5月	第8次修正
平成11年 3月	第9次修正
平成12年 3月	第10次修正
平成13年 5月	第11次修正【→別紙1参照】
平成16年 3月	第12次修正（機構改革等に伴う修正）
平成18年11月 1日	災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
平成19年 1月 22日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
平成19年 1月	第13次修正（機構改革、緊急時モニタリングマニュアル策定に伴う当該マニュアルとの記述内容統一に伴う修正等）
平成22年 6月	第14次修正
平成25年 2月	第15次修正〔島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に名称変更〕 【→別紙2参照】
平成26年 3月	第16次修正【→別紙3参照】
平成28年 3月	第17次修正【→別紙4参照】
平成29年10月	第18次修正【→別紙5参照】
平成31年 3月	第19次修正【→別紙5参照】
令和 3年 3月	第20次修正【→別紙6参照】
令和 4年 3月	第21次修正【→別紙6参照】
令和 5年 3月	第22次修正【→別紙7参照】
令和 6年 3月	第23次修正【→別紙7参照】

平成13年5月 第11次修正

【 経緯 】

- 平成11年9月30日 ウラン加工施設 J C O 東海事業所で臨界事故発生
平成11年12月17日 「原子力災害対策特別措置法」制定
平成12年5月29日 国の原子力安全委員会が「原子力施設等の防災対策について」（通称：防災指針）を改訂
平成12年5月30日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成12年6月16日 「原子力災害対策特別措置法」施行
平成12年6月29日 国の関係3府が「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル」を改訂
平成13年1月30日 島根県防災会議幹事会開催（修正案の審議・承認）
平成13年3月27日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害編）の全面修正を決定
平成13年3月30日 災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
平成13年5月15日 内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知

【 内容 】

- 1 原子力災害対策特別措置法の制定に伴う修正
 - ・国と自治体の連携強化
 - ・事業者責務の明確化
 - ・オフサイトセンターの整備
- 2 県の防災体制の見直し
 - ・初期対応の迅速化
 - ・緊急時モニタリング体制の強化
 - ・広域的な応援体制の整備
 - ・防災業務関係者の安全確保
 - ・原子力防災訓練の充実
- 3 住民対応の充実
 - ・情報伝達体制の充実
 - ・災害弱者に対する配慮
 - ・住民からの問い合わせ対応

平成25年2月 第15次修正

【経緯】

- 平成23年3月11日 東日本大震災に伴う東京電力㈱福島第一原子力発電所事故発生
平成24年6月20日 原子力規制委員会設置法成立（改正原子力災害対策特別措置法含む）
平成24年9月6日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成24年9月19日 原子力規制委員会発足
平成24年10月31日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定
平成24年12月12日 原子力規制委員会が「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル」を改訂
平成25年2月21日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害編）の修正を決定
平成25年4月4日 災対法第40条に基づく内閣総理大臣報告

【内容】

- 1 国の防災基本計画（原子力災害対策編）の修正に伴う修正
 - (1) 大規模広域災害対策
災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善、教訓伝承・防災教育の強化等による地域の防災力の向上
 - (2) 原子力災害対策
原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）の設定、情報の収集・連絡体制等の整備（防災拠点間におけるネットワーク強化）、災害応急体制の整備（広域的な応援協力体制の拡充・強化）、避難収容活動体制の整備（広域避難計画の策定）
- 2 県独自の修正
 - (1) 隣接している鳥取県等との連携を明記
情報収集・連絡体制等整備、災害応急体制整備（オフサイトセンター立ち上げ等）、避難計画作成、防災訓練等の実施
 - (2) 県の防災体制を強化
警戒事象発生時などの際に危機管理監が認めた時に設置する対策会議の構成員を見直し、初動から適切な対応ができるよう体制を強化
- 3 その他の修正
国及び県の組織改編及び事務移管等に伴う修正、記述内容の統一、現状に即した見直し（損害調査項目の削除）

平成26年3月 第16次修正

【 経緯 】

平成25年2月27日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成25年6月5日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成25年9月5日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成26年1月17日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成26年3月19日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定
平成26年3月24日 災対法第40条に基づく内閣総理大臣報告

【 内容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正に伴う修正

(1) 原子力災害対策重点区域（発電所から概ね30km圏内）における防護措置の実施
PAZ及びUPZそれぞれにおける避難準備、屋内退避、避難等の対応を規定

(2) 原子力発電所の状態に基づく判断基準（EAL）の設定
原子力災害発生時における発電所の状況に応じた区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）を設定し、それぞれの区分に応じた住民への対応、モニタリング等の実施すべき措置を規定

(3) 空間放射線量率等に基づく防護措置実施基準（OIL）の設定
空間放射線量率等に応じたレベルを設定し、避難、一時移転等の措置を規定

(4) 緊急時モニタリング体制の見直し
新しく国の統括のもと、県、市、中国電力㈱が連携した組織（緊急時モニタリングセンター）を規定

(5) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
緊急時における住民等への安定ヨウ素剤服用に係る体制及び事前配布等の必要な措置等を規定

平成28年3月 第17次修正

【 経緯 】

平成26年11月28日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成27年3月31日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成27年4月22日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成27年7月7日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成27年8月26日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成28年2月16日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成28年3月16日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定
平成28年3月28日 災対法第40条に基づく内閣総理大臣報告

【 内容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正に伴う修正

(1) 地域原子力防災協議会の設置について記載

- ① 地域原子力防災協議会における「緊急時対応」の確認
- ② 緊急時対応に基づく訓練の実施、訓練結果からの反省点の抽出、改善措置の実施等継続的な防災体制の充実

(2) 医療体制の見直し

- ① 従来の「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」に見直し
(例：「原子力災害拠点病院」等の施設要件を定めるとともに名称も変更)
- ② 原子力災害と自然災害等の複合災害が発生した場合に地域の災害医療関係者が一体となって対応できるよう、県災害対策本部に「原子力災害医療調整官」を設置

(3) 国の原子力防災体制の組織見直し

国の事故警戒本部、事故対策本部を原子力規制委員会と内閣府が合同で設置することとし、住民防護の総合調整等を合同で行うよう変更

(4) その他

- ① 30km圏外における防護措置（屋内退避）を追記
- ② 防護措置の判断において、SPEEDIによる拡散予測計算結果は活用しないことされたことから関係規定を削除
- ③ 各種字句修正（スクリーニング→避難退域時検査 等）

平成29年10月 第18次修正

【 経 緯 】

- 平成28年 5月 31日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成29年 3月 22日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成29年 4月 11日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成29年 7月 5日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成29年10月 10日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定
平成29年11月 17日 災対法第 40 条に基づく内閣総理大臣報告

【 内 容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正並びに近年の県の取組を踏まえた修正

(1) 熊本地震を踏まえた屋内退避方法の見直し

自然災害により自宅等で屋内退避できない場合には、近隣又は地震等の影響のない避難所等へ避難させるなど状況に応じ柔軟に対応

(2) 「島根県原子力災害業務継続計画」の策定に伴う応急業務の整理等

- ① 原子力災害時の応急業務及び動員体制を規定
- ② 災害対策本部事務局の体制を強化
- ③ 県庁舎等が所在する地区に避難等の指示が出された場合の移転先を規定
- ④ 原子力防災業務に従事する者の研修等を実施
- ⑤ 専門的知識を持つ職員が多数必要となる緊急時モニタリング業務について、県の化学職採用職員を中心とした動員体制を整備

平成31年 3月 第19次修正

【 経 緯 】

- 平成30年 6月 29日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
平成30年 7月 25日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
平成31年 3月 15日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定
平成31年 3月 22日 災対法第 40 条に基づく内閣総理大臣報告

【 内 容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正に伴う修正

(1) 島根原子力発電所 1号炉に係る原子力災害対策重点区域の変更

1号炉に係る原子力災害対策重点区域について「P A Z：概ね 5 km 圏内、U P Z：概ね 30 km 圏内」から「P A Z：なし、U P Z：概ね 5 km 圏内」へ変更

(2) その他

- ① 情報収集事態において国に設置される組織名称の変更
- ② 警戒事態（松江市で震度 6 弱等）において、国から関係地方公共団体に対する避難準備要請等の発出方法の変更
- ③ 原子力災害対策の目標に係る記述について、国際的な考え方と整合 等

令和3年3月 第20次修正

【経緯】

- 令和元年5月31日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
令和元年7月3日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和2年2月5日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和2年5月29日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
令和2年10月28日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和3年3月16日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定

【内容】

- 国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針等の修正に伴う修正
- (1) 国において、原子力災害被災者の生活支援を任務とする「原子力被災者生活支援チーム（以下「支援チーム」という）」の設置時期が前倒しされたことにより、県は、早期の段階から国の「支援チーム」と連携し、避難が完了した住民の生活支援を実施
(変更前) 放射性物質の放出防止の応急措置が終了したことにより避難区域の住民避難が概ね終了した後に「支援チーム」を設置
(変更後) 住民が避難所に到達した時点から被災者の生活支援の必要なチームを要性が生じることを踏まえ、原子力災害対策本部設置後、直ちに「支援チーム」を設置
- (2) 原子力災害時に、経済産業副大臣及び「支援チーム」に必要な要員を県庁舎等に派遣
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方を追加

令和4年3月 第21次修正

【経緯】

- 令和3年5月25日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
令和3年7月21日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和4年3月17日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定

【内容】

- 国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正に伴う修正
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
避難過程や避難先等における具体的な感染対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を追記
- (2) 施設敷地緊急事態要避難者の定義を次のとおり変更
P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者
①要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
②妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
③安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

令和 5 年 3 月 第22次修正

【 経 緯 】

- 令和 4 年 4 月 6 日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和 4 年 6 月 17 日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
令和 4 年 7 月 6 日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和 5 年 3 月 13 日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定

【 内 容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正に伴う修正

(1) 原子力災害拠点病院等の役割・指定要件の明確化

- ① 基幹高度被ばく医療支援センターによる高度専門的な教育研修など、明確化された各機関の役割に合わせ、処理すべき防災事務又は業務の大綱を変更
② 原子力災害拠点病院等に係る「施設要件」を「指定要件」へ名称変更（記載の適正化）

令和 6 年 3 月 第23次修正

【 経 緯 】

- 令和 5 年 5 月 30 日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
令和 5 年 11 月 1 日 国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
令和 6 年 3 月 14 日 島根県防災会議において県防災計画（原子力災害対策編）の修正を決定

【 内 容 】

国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の修正等に伴う修正

(1) 防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実

- ① 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標の設定
② 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の防護対策の実施に係る記載の追加
　・原子力災害対策本部による防護資機材の携行・装着等の指示
　・防災業務関係者の被ばく線量の管理及び健康管理に係る特段の配慮

(2) 島根原子力発電所 2 号炉に適用する緊急事態区分を判断する E A L の追加

島根原発 2 号機の安全対策工事の状況を踏まえ、国の使用前確認後において緊急事態区分を判断するための E A L を追加

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）
令和6年3月
編集・発行 島根県防災部原子力安全対策課
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
TEL：0852-22-5668
FAX：0852-22-5600
e-mail：gen-an@pref.shimane.lg.jp